

黒人差別とアメリカ資本主義の現段階：
「現代民主主義」的平等化とスタグフレーション

粕谷, 信次 / KASUYA, Nobuji

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

48

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

167

(終了ページ / End Page)

227

(発行年 / Year)

1981-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008422>

黒人差別とアメリカ資本主義の現段階

——「現代民主主義」的平等化とスタグフレーション——

粕谷 信次

1. はじめに

「歴史はぼくたちの世代にたいして、筆や口ではいいあらわすことのできぬほど重大な運命を課しあたえた。つまり、わが国民があまりにも永い間あまりにもゆっくりと発展させてきた民主化の過程を完成するという運命なのだ。そしてこうした民主化こそわが国が世界の尊敬をかちとり競争をおしすすめるためのもっとも強力な武器なのだ。ぼくたちがこうした重大な問題をどのように処理するかということは、個人としてのぼくたちの道徳的健康と、国家としてのぼくたちの文化的健康と、国民としてのぼくたちの政治的健康と、自由世界の指導者としてのぼくたちの特権とを決定するだろう。アメリカの将来は、現在の危機をどのように切りぬけるかということときりはなしがたく結びつけられている。」⁽¹⁾

国家はその本性から国民の政治的統合につねに腐心するが、〔第1次世界大戦——ロシア革命〕以降のいわゆる「国家独占資本主義」の時期には、とりわけそうである。けだし、この時期においては、資本主義の自立＝自律・性が極度に低下してくるからであるが、それはつまるところ新たな社会的主体が資本の論理に抵抗しこれをはねのけながら、即自的、潜勢的に、あるいは対自的、顕勢的に政治の舞台に登場し始めたからと言ってよい。国家はかかる事態に直面して、即自的に成熟しつつある社会的主体の、少なくとも対自化だけはあらゆる可能な手段を講じて、これを防がね

ばならない。そのさい、成熟しつつある主体を「同権化」することによって「現代民主主義」体制の中へ解体しつつ統合していくことは、そのもっとも有力な手だての一つとなる⁽²⁾。ニュー・ディール以降のアメリカ資本主義も大筋において、かかる「現代民主主義」的統合をすすめていったことについて、おそらく異論はあるまい。

ところでニグロ問題は、永らく「アメリカン・ディレンマ」とされてきた。その命名者は Gunner Myldar であるが、彼はニグロ問題の古典的研究とされる同名のタイトルをもつ著書の中でいう、「アメリカ人は、西洋文明に属するいかなる他の国民よりも、人間関係についてはっきり表明された固い信条をもっている……諸個人の人間としての基本的尊厳性、すべての人々の基本的平等性、自由、公正、および機会均等に対する譲ることのできない権利などがこれであり、……それはこの国の独立を求めている闘争、建国の本質的意味に他ならず、独立宣言、憲法序文、権利の章典、そして幾つもの州憲法に書き込まれ、この国の至上の法となってきた」⁽³⁾と——これを彼は「アメリカン・クリード」と呼ぶ——。しかしながら、かかるアメリカにおいて、ブラック・アメリカンは「奴隷」として、またそこから「解放」された後も、あからさまにあるいは事実の上で、かかる「アメリカン・クリード」の適用を拒否され、その圏外に迫いやられ、その「例外的存在」とされてきたとし、アメリカ人の心の中にあるこの二律背反を「アメリカン・ディレンマ」と言ったのである。

われわれが、ここにかかる黒人の「現代民主主義」体制の中への統合の問題を扱おうとするのは、一つには、たまたま法政大学からアメリカ留学の機会を与えられ、「単一民族国家」・日本⁽⁴⁾からはじめて離れてアメリカの地におり立ったその日から、白人、黒人、黄色人種の混在する多民族国家のすさまじくもダイナミックな光景に一種の衝撃を覚えたからである。「単一民族」、「1億総中間層化国家」の日本では、分析を加えることによってはじめてはっきりする問題性の多くが、皮膚の色というプリズムを通して、とりわけ黒人の上に誰れの目にも明瞭に折出されている。さらにこの

カラフルな階層モザイクは、見方によっては、国際社会の縮図〔ホワイト・北——ブラック・南〕という感をいだかせるが、とりわけ、60年代から70年代にかけての公民権運動から「黒人革命」への進展という、黒人大衆の Status quo に対する戦闘的な政治的挑戦を、第二次世界大戦後の第三世界の人民の Status quo に対する挑戦という事態と重ねあわせるとき、その感は一層深くなる。かくてアメリカン・ブラックが「現代民主主義」体制の中にどう統合されていくか、あるいはされないか、ということの含蓄は圧倒的となる。

二つには、黒人は、「現代資本主義」体制への統合のいわば限界部分をなすといつてよいが、その統合の様態をみることによって、「現代資本主義」による統合のメカニズムの一端を、とくにその限界を浮き彫りにすることができ、ひいてはアメリカ資本主義の現段階を見定めるさいの重要な鍵のひとつを得ることができるのではないかと期待されるからである。

しかしながら、小論でアメリカの黒人問題の展開と現状を具体的に分析する用意はない。さしあたり、彼らの経済的地位の変動に関するいくつかの分析を鳥瞰することによって、われわれの現状認識に代え、これに若干のコメントを加えつつ、アメリカにおける現代資本主義の展開の現時点の位置を確認することで満足しなければならない。

- (1) Martin L. King, Jr., *Stride Forward Freedom*, 1958, 雪山慶正訳『自由への大いなる歩み』, 岩波書店 1959年刊 256頁。
- (2) もはや解説の必要はあるまいと思われるが、行論の便宜上第4節で多少触れるところがある。
- (3) Gunnar Myrdal, et al., *An American Dilemma: Negro Problem and Modern Democracy*, Harper & Row, 1944, 1962 Vol. I, p. 4~5. から抄訳。
- (4) もちろん日本にもマイノリティがいないわけではない。しかしかかる通念が形成されるほど、そのウエイトは小さく、アメリカは勿論他の主要国と比べて著しい特徴をなす。そのことが、日本資本主義国家により大きな総合力を与えるとともに、マイノリティーに対する排他性をより強くかつマイノリティーにとってより耐えがたくさせているひとつの要因と思われる。もっとも、より大きなウエイトをもって、同一人種・民族でありながら、黒人のば

あいとよく似た差別を蒙っている被差別部落民の問題があるが、その異同を明らかにする比較論的研究が望まれる。その数少ない例として George DeVos, Hiroshi Wagatsuma (ed.), *Japan's Invisible Race*, Univ. of California Press, 1966. などが注目される。

2. 楽観論——コンサーヴァティヴとリベラル——

黒人の社会的、経済的地位の変化についても、一般に多くの議論がそうであるように、見解は大きく二つに分かれる。ひとつは、広くゆきわたっている支配的見解であるが、そのテンポは遅々としていることを認めながらも、過去における黒人の地位向上を強調し、またそれを将来に延長して、「アメリカン・ディレンマ」が解消してゆくことを展望する楽観論である。他のひとつは、過去、現在にわたって不平等がほとんど減退せず、執拗に残っていることを強調し、現体制のラディカルな変革なしには、「アメリカン・ディレンマ」は解消しえないとする悲観論である。

まずは、前者のいうところからみてゆこう。

さきに掲げた『アメリカン・ディレンマ』の出版20周年記念版の「20年後のあとがき」において、Gunnar Myldar の協作者 Arnold Rose はいう、「われわれは20年前の診断がきわめて正確であったことが証明されたと信ずる。変化は当時われわれが予想していたよりもはるかに速いテンポで起った。そして、その変化は革命というかたちではなく、『アメリカン・クリード』の伝統に調和して起った」と。そして将来を展望していう、「変化はかくも速く、カーストや人種差別がかくも多く衰退したゆえに、私は敢えて予言する。10年後のうちに全ての公的な分離 (Segregation) と差別 (discrimination) がなくなり、また20年のうちに非公的な分離も差別も消え、たんに往時のかげにしかすぎなくなるであろう」と⁽⁵⁾。

すでにこのときより20年近く経過したいま、これはいかにも楽観的にすぎたことは明白であるが、それよりはるかに控えめであるにしても、多くの文献、例えば、サミュエルソン『エコノミクス』⁽⁶⁾などのような経済学の標準的教科書も、また『大統領経済報告』『労働力報告』等の政府の公

式文書も、政策的文書であるから当然でもあるが、基本的には類似の楽観的トーンに貫かれている。

たとえば、『1974年大統領経済諮問委員会報告』はいう、「黒人、白人の男女の所得あるいは職業に関するデータは、過去一世紀のあいだ、かなりの人種間格差が容易にはなくならなかったことを示している。しかしながら、所得格差は景気後退期や不況のときに開き、経済の拡張の時期に——とりわけ第二次大戦中はそうであったが——縮小しながら、長期的にみると狭まってきているという証拠が多くなっている。例えば最近の研究によると、黒人の男子の平均賃金ないし俸給所得は、1947年から1971年にかけて年率3.2%の割合で増大したのに対して、白人男子のばあいには年率2.6%であった。黒人女子と白人女子のばあいにはそれぞれ4.9%、1.7%であった」と⁽⁷⁾。

ここで、『報告』を中断して、行論の便宜上、この「報告」が依拠した「最近の研究」が明らかにしているデータをもう少し詳しくみておこう。

第1図には、1人当たり平均勤労所得、平均教育期間、そして職業ポジション指数 (Occupational Position Index) の対白人比率の変化が示されている。

前二者については説明の必要はあるまいが、最後の職業ポジション指数とは、簡単にいえば、当該グループの経済的地位をその職業構成と職業間の平均賃金格差とによって数的に表現しようとしたものである。当該グループの職業別構成比に各職業の平均賃金の格差比を乗じたもので、当該グループが高賃金職業に集中していればいほど指数は高く、逆のばあいには逆になる。その相対指数とは黒人の指数を白人の指数で除したものである。

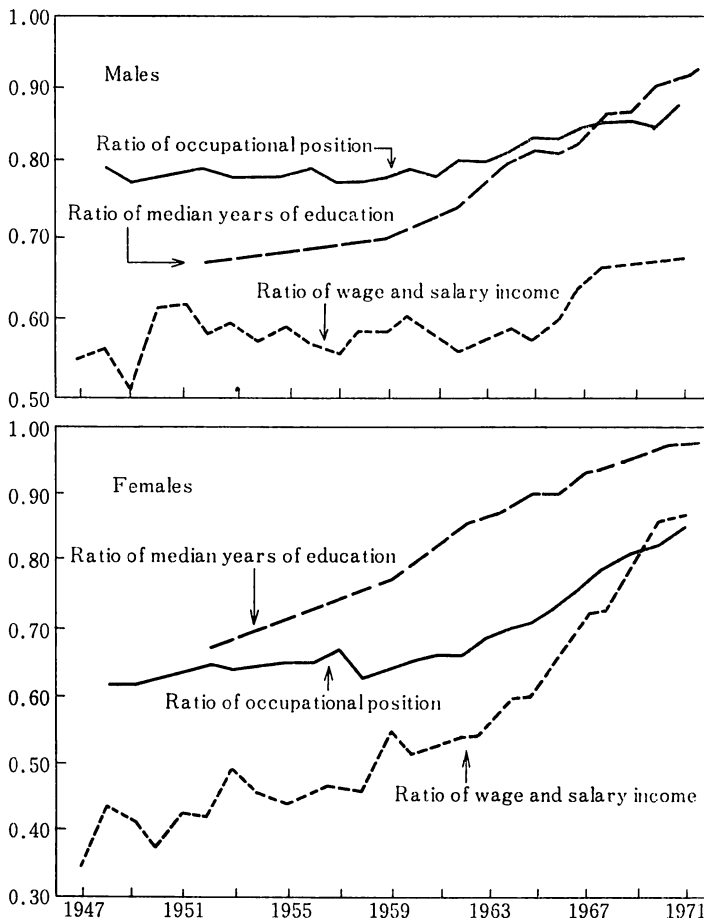
みられるように、黒人の地位の長期的改善を認めうる。いずれの指標も男よりは女の方が改善が著しく、またとくに男のばあいには60年代後半に改善が著しい。

ちなみに、その後の動きを補足する意味で第1表を掲げておく。

ここで Freeman がもう一つ重視しているのは第2表である。この表が

第1図 黒人労働者の対白人労働者諸相対比の推移

Ratio of
black to white
position



Richard B. Freeman, "Changes in the Labor Market for Black Americans, 1948-72," *Brookings Paper on Economic Activity*, 1, 1973, Figure 1.

第1表 黒人の対白人諸相対指標

年	①平均所得 (14才以上 有所得者)		②勤 労 所 得		③職業ポジ ション指数	
	男	女	男	女	全 産 業	非 農 業
1939	...	...	41	36	...	...
1940	...	...	...	...	69	66
47	...	...	54	34	73	71
48	54.3	43.4	...	...	73	72
49	48.4	46.3	...	...	...	...
50	54.3	44.7	...	...	73	72
51	55.1	42.4	...	...	72	71
52	54.8	38.6	...	...	...	...
53	55.1	58.4	59	49	72	71
54	50.0	54.3	...	...	73	72
55	52.7	52.3	...	...	74	72
56	52.3	57.4	...	...	...	...
57	53.1	57.8	...	...	...	...
58	49.8	58.6	...	...	72	71
59	47.0	61.6	58	53	...	...
60	52.5	58.3	...	...	74	74
61	51.7	67.0	...	...	73	73
62	49.2	67.2	...	...	...	...
63	52.1	66.8	...	...	...	...
64	56.7	70.5	59	58	...	...
65	53.8	73.1	...	...	76	75
66	55.4	76.1	...	...	...	...
67	58.1	80.0	...	...	...	...
68	61.1	81.1	...	...	...	...
69	59.0	84.7	67	79	81	81
70	60.5	92.0	...	...	82	82
71	60.8	89.5	...	...	82	81
72	61.7	95.6	...	...	84	83
73	62.9	93.0	...	...	85	84
74	43.4	91.2	71	98	85	84
75	60.0	91.0	...	...	...	...
76	60.0	94.0	...	...	...	...

①② : *Social and Economic Status of the Black Population in the United States: An Historical View, 1870—1978*, U. S. Dept. of Commerce, Bureau of the Census

③ : Dorothy K. Newman et. el. *Protest, Politics, and Prosperity: Black Americas and White Institutions, 1940—75*, Pantheon Books, 1978. p. 63.

第2表 年令・教育レベル・性別非白人の対白人相対所得(%)

education and age	Male				Female		
	1949	1959		1969	1949	1959	1969
	using median	using median	using mean	using mean	using median	using median	using mean
all levels of education							
18—24	70	70	67	85	46	55	92
25—34	59	61	61	70	56	70	95
35—44	55	59	57	64	55	65	91
45—54	54	55	52	58	49	46	76
55—64	49	52	51	54	49	52	69
grade school graduates							
18—24	74	70	71	72	62	78	90
25—34	73	68	71	74	72	72	93
35—44	67	72	73	72	68	72	86
45—54	70	71	70	74	64	61	81
55—64	69	68	69	73	73	68	77
high school graduates							
18—24	74	68	73	87	52	57	95
25—34	72	70	69	76	67	78	103
35—44	67	72	71	71	70	84	102
45—54	63	68	62	70	62	68	92
55—64	63	67	57	66	66	61	80
college graduates, 4 years or more							
18—24	81	76	80	98	90	91	97
25—34	64	68	67	78	93	107	114
35—44	59	62	59	71	94	109	118
45—54	56	58	49	65	85	91	106
55—64	52	56	45	57	81	82	91

第1図に同じ。Table 3.

ら彼はつぎのことを主張する。第1に、縦に読んでいくと、若干の例外はあるが総じて、全体についてみても、各学歴レベルごとにみても、若い黒人ほど対白人所得格差は小さくなっている。第2に、横に読んでいくと、総じて時が経つにつれ相対所得は改善している。ことに1960年代に著しい。第3に、各学歴レベル間で比較すると、男のばあい高学歴ほど改善は著しい。そして最後に、斜めに読んでいくと、例えば全体については、1949年の25～34才は1959年には35～44才、1969年には45～54才となるから、彼らの相対的所得比は $59 \rightarrow 59 \cdot 57 \rightarrow 58$ となり、ほぼ同一水準を維持していることになる。ということは、年齢が高くなるにつれて所得格差が開いていくという第1の傾向も改善されつつあることになる。

因みに、Finis Welch も高年齢になる従って所得格差が開くのは、時代がさかのぼるにつれて当時の教育の質量格差が大きかったからであり、それがいまかなりのテンポで改善されつつあるので、若年層から格差が急速に改善されていることを主張している⁽⁸⁾。

(5) Gunnar Myrdal, et al. 前出 Vol. xxvii—xliv

(6) Samuelson, *Economics*, 11th ed. McGraw-Hill Kogakusha, 1980 は Freeman のその後の研究 “Black Economic Progress after 1964: Who Has Gained and Why,” S. Rosen (ed.) *Low Income Labor Markets*, Univ. of Chicago Press, 1980 によりながらひきつづく改善を論じている。

(7) *The Annual Report of the Council of Economic Advisers*, U.S. G. P. O., 1974, p. 151—152.

(8) Finis Welch, “Education and Racial Discrimination”, Orley Ashenfelter and Albert Rees ed., *Discrimination in Labor Market*, Princeton University Press, 1973.

このような楽観論は、さきに指摘したように、支配的であるので、その見解をいちいち挙げていくとまはない。以上一、二の論者のいうところを聴いて、そのイメージは浮かぶようになったと思われるので、この辺で議論のレベルをより一般的にし、その特徴を概括的に示せば、およそつぎのようになる。

まず、楽観論の現実認識であるが、これは改めて言うまでもなく、黒人

の地位の改善を主張する。そのばあい、絶対水準、たとえば貧乏線以下に落ち込む黒人家族の割合の減少ということも、はじめは論拠として重視されていたが、多くの批判にあい、主要論拠は相対所得の向上という点に移っていった⁽⁹⁾。もちろん、多くの論者は、完全な平等化にはなお道は遠いことを指摘するが、現にみられる平等化傾向を重視し、それを将来に延長する。これが彼らの現実についての基本認識であり、論議の前提である。彼らの議論は、もはや、格差が縮小しているか、否かということから、むしろ縮小していることを前提に、それは競争の圧力によるのか、あるいは政府の政策によるのか、またそのうちいかなる政策がもっとも効果的かといったところに来ているといつてよい⁽¹⁰⁾。

(9) たとえば Bradley R. Schiller, *The Economics of Poverty and Discrimination*, 2nd ed., Prentice-Hall, 1976, 1973, chap 1. 参照。

(10) Bernard Anderson and Phyllis A. Wallace, "Public Policy and Black Economic Progress: Review of the Evidence," *Proceedings of American Economic Association*, May 1975. 参照。因みにここで政策の効果について諸説を整理しているので若干言及すれば、(1)60年代後半の高水準の経済活動ということについてはほとんどの論者が一致している、しかしそれを上回る改善については、(2)黒人の教育水準の上昇を強調するもの（たとえば、Finis Welch, 前出, の他, James Smith and Finis Welch, "Black-White Earnings and Employment: 1960—1970" unpublished manuscript, Sep. 1974. Joan Haworth, James Gwatney, and Charles Haworth, "Earnings, Productivity, and Changes in Employment Discrimination during Sixties," *American Economic Review*, March 1975. など) (3)労働市場における差別の減退を強調するもの (Freeman, 前出, Vroman) 等、強調点が異っているという。

そこで、つぎに、彼らは格差を生み出すメカニズムを、またそれが解消に向っているメカニズムをどのようにとらえているか、ということを見ていくことにしよう。

第一に挙げられるのは、新古典派ないしコンサーヴァティヴの見解である⁽¹¹⁾。これは、労働市場において、人種格差があるのは、白人雇用主の（あるいは白人労働者の、財なりサービスなりを買う白人購買者の）黒人に対する、前資本主義的文化からひきつがれた心理的偏見によるとす

る⁽¹²⁾。そして彼らによれば、資本主義の発展こそが、この前近代的な差別意識を徐々に解消していくとする。けだし、市場生産は、その商品が誰がつくったか、ニグロか、白人か、クリスチャンか、ユダヤ教徒かを問わないし、また、もしニグロを雇うのを、ニグロとともに働くのを、ニグロから買うのを拒否すれば、それだけ選択の範囲を狭めることになるが、そのことは、そうでないばあいに比べて、より高い価格で労働者を雇ったり、労働力をより安く売ったり、財貨、サービスをより高く買ったりすることになる。したがって、より差別意識の少ないものが現われると、市場における競争の圧力によって、より多く差別するものは脱落していくからだというのである⁽¹³⁾。

しかし、この理論の最大の問題のひとつは、市場生産ないし競争の圧力は、なにもいま始まったばかりではないということである。「奴隷解放」後だけでも、すでに100年を経過している⁽¹⁴⁾。にもかかわらず、格差は、なおかくも大きく残っているのは何故かということであろう。そこで上の議論を補足するものとして屢々登場してくるのが、黒人の人種的劣等性の問題である。すなわち、黒人の、一見差別によるかに見える大きな所得格差は、差別によるのではなく、本来的に彼らの能力（IQ論議がいまなお盛んである）や、機会を利用しようとする意欲が少ないからであるとする。他の移民がはじめてアメリカに着いたときは黒人と同じような状態から出発しながら、世代交替のうちに徐々に社会階梯を昇っていったのに対して、黒人はそれに失敗していることにも、そのことが示唆されているという⁽¹⁵⁾。これは労働市場での失敗の責をその犠牲者に帰するものである。差別的格差は差別によるのではなく、彼らの“Flawed Character”⁽¹⁶⁾に由来する、低い限界生産力に対応するものであり、差別的高率の失業は、勤労意欲不在、すなわち自発的失業だということになる。かくて、たとえ失業が大量に残っていても、差別的賃金格差がみられたとしても、市場は一つの均衡状態にあるから、もはやいかんともしがたいということになる。

(11) 次節で、われわれがとりあげるラディカルエコノミストは、彼らが挑戦す

る正統派経済理論をコンサーヴァティヴとリベラルの二つの亜種に分類する。前者はいわゆる新古典派で後者はケインジアンないし改革主義者である。ラディカルの立場から、それぞれの理論が都市問題（具体的には大都市における雇用問題、人種問題、教育問題、貧困と福祉、犯罪、健康など）をどうみているかをまとめた恰好のリーディングスとして、David M. Gordon, 2nd ed., *Problems in Political Economy: An Urban Perspective*, D. C. Heath and Company, 1977, が便利である。この中におさめられている Robert Cherry, “Economic Theories of Racism” が人種差別について3者の理論を手ぎわよく整理している。われわれもこの分類に従った。なお3者の相違は行論のうちに明らかになるはずである。

- (12) 黒人差別の大きさは白人の心理的偏見の大きさによるとして、それを補償すべき金銭的代償の大きさ（これを差別係数 discrimination Coefficient として表わして）に還元して（たとえば、雇用者は、白人の賃金が πw のとき、黒人のそれはあたかも $\pi w (1+d)$ であるかの如く行動するとみる）、客観的計量が不可能な領域に経済学的分析をはじめて適用しようとしたのは、Gary S. Becker, *The Economics of Discrimination*, Univ. of Chicago, 1957 である。ちなみにこれは discrimination coefficient を関税障壁とみなして、関税理論を適用したものだといわれている。その非現実性は、さまざまの批判を呼んでいるが（たとえば、ラディカルまでもち出さなくとも Lester C. Thurow, *Poverty and Discrimination*, The Brookings Institution, 1969. chap VII. のようなリベラルからも）、まさに時代の最大のイシューに経済学的分析の門を開いた画期的な労作とされている。われわれが、このあとすぐ問題にする Human Capital Theory（やはり Becher によって開発された）も方法的に、客観的計量の不可能な領域への経済学の適用というかかる方法の延長上にあるといえよう。

- (13) Milton Freedman, “Discrimination and Free Market,” *Capital and Freedom*, Univ. of Chicago Press, 1962.

- (14) 南北戦争後の「再建」期 (Reconstruction) において黒人差別は減退をみたが、1877年のヘイズの妥協により連邦軍がひきあげたのち、反動の勢いが強くなり、かの分離システム、Jim Crow 制を全南部にわたりつくりあげてしまった。この間の社会科学的分析として、またアメリカ帝国主義の国民統合のイデオロギーの分析として C. Vann Woodward, *The Strange Career of Jim Crow*, Oxford Univ. Press, 1974, 清水博, 長田豊臣, 有賀貞訳『アメリカ人種差別の歴史』福村出版, 1977年刊はきわめて興味深い。

- (15) Arthur R. Jensen, “How Much Can We Boost IQ and Scholastic

Achievement?"', *Harvard Educational Review*, winter 1969.

Edward Banfield, *The Unheavenly City Revised*, Little Brown, 1974.

また Thomas Sowell, *Race and Economics*, David Mchay, 1975 など参照。

(16) Bradley R. Schiller, 前出, chap III.

これに対して、もうひとつの見方であるケインジアンあるいはリベラルは、コンサーヴァティヴのように、競争の圧力を過信せず、また犠牲者にその責を帰しつつ均衡状態にあるとせず、差別的格差の原因を制度的、構造的要因に求めるようにする。すなわち、彼らも差別の多くを白人の差別意識に帰するが、しかし、それが制度的、構造的要因と無関係ではないというのである。

たとえば、『アメリカン・ディレンマ』の中で G. Myldar はいう、

「ニグロ問題におけるすべての要因は相互依存的である。白人の偏見ないし差別は、ニグロの生活水準、健康、教育、マナーやモラルを低下させる。逆に後者は白人の偏見に支えを与える。こうして、白人の偏見とニグロの状態は互に他の要因となる。……そして、一方が改善あるいは悪化に向って変化すれば、それが他の要素の同方向への変化の原因となるから、改善ないし悪化は累積的に進む。……同様の原理は、その一方の要因を分解したばあいにも妥当する。例えば、ニグロの雇用と所得の改善は、世帯の所得、栄養状態、健康の改善、そしておそらく子弟のより高い教育水準等々を導き、逆にこれらがニグロの雇用と所得をさらに改善する」と。彼はこれを悪循環の理論(悪化、改善の双方があるので累積の原理ともする)と呼び、これが「改革に勇気を与える」⁽¹⁷⁾という。リベラルは、いわば諸要因の「悪循環」から「好循環」への転換のうちに楽観論の根拠を置き、制度的、構造的要因の改革に希望を託すのである。

(17) Gunnar Mglar, 前出, Vol. 1, p. 75—78, chap. 3, (7) Theory of vicious circle から抄訳。

ところで、リベラルは、これらの構造的、制度的要因、ないし、それによる不均衡、格差等のうち、なにを重視するかということ、じつは、手あた

り次第、ほとんどあらゆることを試みているといってよい。少々先まわりしていえば、唯一つ、彼らは後にみるラディカルのように、不均衡、ないし差別的格差などを資本主義体制が必然的に生みだし、したがって体制の揚棄なしには解消しえない制度的、構造的矛盾とは考えない。したがって彼らが頼りにするのは、現体制を前提とした政策による改革、ないし働きかけである。そして彼らはかかる政策の多面的展開こそさきにみた黒人の平等化傾向の基本的条件であるとするのである。

以下、できるだけ整理して示せば、つぎの如くだろうか。

(1) 政府の介入を積極的に支持するリベラルの政策体系をみるばあい、その第一にあげなければならないのは、いうまでもなく総需要拡大政策であろう。社会の底辺に沈殿する黒人層の雇用を拡大し、所得をひきあげ、「メイン・ストリーム」への統合をすすめるさいにも、これが最も基本的な政策だと考えられている。総需要拡大政策は、周知のように、1930年代の大恐慌を契機としたニュー・ディールに端を発する。1929年から始まった大恐慌の中で、容易にクリアーされない大量失業が現象し、大量失業のもとでも、財貨とサービスの市場が均衡するばあいがあるとする「ケインズ革命」にその背景を提供するとともに、失業、貧困は個人的欠陥に帰することのできない制度的、構造的背景があることを明白にした。ここに「完全雇用」を求めて、財政や金融を通ずる政府の経済への政策的介入が正当化されることとなった。リベラルの誕生である。もっとも、ニュー・ディールの景気政策によって、大量失業や貧困が解消したわけではなく、そのためには、第二次世界大戦下の軍需による経済の大膨張を必要とした。そして、戦後も、1946年、「完全雇用法」によって「完全雇用」の達成を政府の義務としたが、そのためには、大戦中に起った膨張基調を大筋では維持しなければならなかった。とくに1960年代、ケネディ、ジョンソン民主党政権の下では「完全雇用余剰」なる概念を案出して、人為的高度成長政策を取り、「完全雇用」に迫ったが、リベラルはこのとき、その絶頂に達したといってよい。このばあい、リベラルは総需要拡大によって、たんに失業や

絶対的貧困が減少，軽減されると主張するだけでない。Dale L. Hiestand は，市場の拡大は，一般的に雇用を拡大し，賃金を高めるが，ことに不利益を蒙っているマイノリティ・グループが相対的により多くその恩恵をうけることを，1910年—1960年について，実証的に明らかにし，平等化に対しても総需要拡大政策の重要性を強調した⁽¹⁸⁾。Lester C. Thurow も1947—1964年についてだけであるが，より精緻なモデルをつかって，これを計量的に明らかにし，総需要拡大政策の重要性を確認していう，「他の政策も必要であるが，それらの政策が成功するためには，労働市場の緊張が必要条件となる。われわれの分析は，貧困と差別に取り組んでいくためには，失業率3%という超完全雇用状態が主要な目標とならねばならぬことを示唆する」⁽¹⁹⁾と。

(18) Dale L. Hiestand, *Economic Growth and Employment Opportunities for minorities*, Columbia Univ. Press, 1964.

(19) Lester C. Thurow, 前出, chap IV. Aggregate Economic Policies. 引用は chap. IX A Review of the Findings, p. 156 から。

(2) リベラルはこのように，総需要を拡大するだけでは，勿論不十分だという。雇用の機会に恵まれないのは，あるいは賃金が低いのは，需要の側だけでなく，供給の側にも責任があるとする。すなわち，労働市場においては，限界生産性の高いものから順次雇用されてゆき，その低いものほど，賃金は低く，さらに低いものは失業を余儀なくされる (Que Theory)。したがって差別的な低賃金，失業などを改善するためには個人の限界生産力を高めねばならない。そしてその限界生産力の高低を決めるものは，教育と職業訓練であるとする。この関係を包摂すべくコンサーヴァティヴの理論をふくらませたのが，「人的資本」理論 (Human Capital Theory)⁽²⁰⁾である。平たく言えば，過去における一般的教育ないし特定の職業訓練に要した費用を「人的資本」への投資とみなし，かかる教育訓練による限界生産性の上昇をその投資の現在価値での回収とみる。したがって，労働市場で不利益を蒙っているものは，何らかの理由によって，この「人的資本投

資」が小さいからだということになり、従ってその是正のためには、彼らの小さい「人的資本投資」を政策的に補充しなければならないということになる。

教育水準と所得水準の相関関係については、社会学者のつとに認識するところであり、また、教育普及の政策的努力はアメリカ資本主義の発展と軌を一にして高まってきた。しかし、とくに貧困を救済する政策として、戦略的に重視されたのは、60年代に入ってから「人的資源政策」(Man-power Policy)⁽²¹⁾であり、それを理論的に支えたのがこの「人的資本」理論であった。

その政策体系を概観するためには第3表が便利であろう⁽²²⁾。紙幅を節約するために、本文での説明を省くが、リベラルがどこに制度的、構造的問題を見出していたか、注記を参照しつつ、読まれたい。なお第4表は、雇用促進活動や行政機関の費用まで含めてあるなど、カヴァーする範囲が若干異なっているが、この間のプログラムの消長をみたものである。

- (20) 古くは Smith, Mill, Marshal 等々から、最も近くは T. W. Schulz にいたるまで Investment in Human Capital を論じたものは数多くあるが、一般的な視角からこれを扱い、政策手段として整えたのは以下のものがもっとも早い試みであるという。

Gary S. Becker, "Investment in Human Beings," Jacob Miner, "on the Job Training: Costs, Returns and Some Implications", とともに NBER Special Conference 15, Supplement to *Journal of Political Economy*, Oct. 1962. 所収。また単行本としては G. S. Becker, *Human Capital* (1st ed.), NBER and Columbia Univ. Press, 1964, (2nd ed.) 1975.

なおこの理論とこれがもった影響力については、邦文の簡潔な紹介がある。島田晴雄『労働経済学のフロンティア』総合労働研究所, 1977年刊。

- (21) Man-power Policy についても、さしあたり、島田晴雄, 前掲書を参照。より詳しくは, Charles R. Perry, Richard L. Rowan, Bernard E. Anderson and Herbert R. Northrup, *The Impact of Government Man-power Programs: In General, and on Minorities and Women*, Industrial Research Unit, The Wharton School, Univ. of Pennsylvania, 1975.

Henry M. Levin, "A Decade of Policy Developments in Improving Education and Training for Low-Income Populations" in Robert H. Haveman (ed.), *A Decade of Federal Antipoverty Programs: Achievement, Failures, and lessons*, Academic Press, 1977.

- (22) 第一列は、読み書き計算などの、もっとも基礎的な、いわば General Human Capital の投資の不足を補おうとするプログラムで、テスト結果と所得の強い連関を前提にしている。Head Start は黒人の場合、就学以前の段階すなわち家庭に問題があり、家庭教育が、その経済的、文化的、社会的背景から満足におこなわれておらず、学校教育をうける基礎が意欲的にも、能力的にも準備されていないという認識 (U. S. Department of Labor, *The Negro Family: The Case for National Action*, G. P. O., 1965) の下に、これを補おうとするプログラム。

ESEA (Elementary and Secondary Education Act) の Title I は、一定の基礎的学力を確保するために、日本流に言えば「落ちこぼれ」を防ぐために、必要な補習教育などの特別な人件費、教材費等を貧困地域にあるいは貧困家庭の児童、生徒数の割合によって支給するプログラム。

第2列は、教育期間を、より長期にして、Marginal products を高めようとするものである。Upward Bound は貧困青年に夏の間大学教育を受けさせるプログラム。Neighborhood Youth Corps 以下の諸プログラムは、貧困青年にパート・タイムの仕事や奨学金を与えてスクーリングを全うさせるプログラム。

第3列は、職業訓練のためのプログラムで、マンパワー・ポリシーの花型として、とくに力を入れられたもので MDTA (Manpower Development Training Act) に代表される。

第3表 反 貧 困 戦 略

	反 貧 困 戦 略		
	基 本 的 能 力	より高度の教育の達成	特定の職務のための熟練
プ ロ グ ラ ム	Head Start	Upward Bound	Vocational Educ.
	Title I, ESEA	Neighborhood Youth Corps	Job Corps
	Adult Educ. Act	Educational Opportunity Grants	Work Experience
	Bilingual Educ.	Work Study Talent Search Drop Out	MDTA JOBS

教育成果の尺度	テストでの高い評点	より長いスクーリング	プログラムの完遂と職務関連領域での熟練
貧困度減少の証拠	テストの評点と所得との大きい相関	他の労働者をおしのけることなく得られるより高い年間所得	他の労働者をおしのけることなくより高い年間所得と雇用機会

Henry M. Levin, "A Decade of Policy Development" in R. H. Haveman, ed. *A Decade of Federal Antipoverty Programs*, Academic Press, 1977, Table 4—2

第4表 雇用と訓練のための連邦政府支出推移（百万ドル）

	1961	1965	1969	1972	1976
総 計	235	798	2,297	4,375	9,053
I 職業訓練	6	281	823	1,367	1,491
訓練機関によるプログラム	4	237	614	930	959
MDTA	—	180	248	406	—
JOB CORPS	—	37	235	188	175
Work Incentive Program	—	—	25	118	54
C. E. T. A	—	—	—	—	629
On the Job Training	2	34	209	437	532
JOBS	—	—	42	127	—
Veterans	2	—	49	124	263
C. E. T. A	—	—	—	—	161
II 仕事の授与	—	139	482	1,357	4,921
就学中の者に対するプログラム	—	100	248	459	547
Neighborhood Youth Corps	—	97	182	377	—
C. E. T. A	—	—	—	—	409
就学後の者に対するプログラム	—	39	234	898	956
Neighborhood Youth Corps	—	18	106	125	—
Public Employment program	—	—	—	599	—
C. E. T. A	—	—	—	—	894
Public Service Employment	—	—	—	—	3,418
C. E. T. A	—	—	—	—	3,335
III 雇用促進サービス	155	245	445	798	1,338
職業紹介	129	204	339	421	661
行政機関(EEOC, OFCC など)	—	—	10	57	108
保育補助	26	42	96	320	569
IV 行政機関(Manpower Ad. など)	8	32	144	184	196

Sar Levitan, Garth Mangum and Ray Marshall, *Human Resources and Labor Market: Labor and Manpower in the American Economy*, Harper & Row, 1976, Table 12—1 より抄出。

第5表 平 等 化 政 策 の 展 開

雇 用 権	選 挙 権	教 育 権	そ の 他
1933○Unemployment Relif Act : ①連邦政府資金による雇用・職業訓練 1940●大統領行政命令8587 : ①連邦政府の雇用 1941●大統領行政命令8802 : ①軍需契約者, 連邦政府の雇用, 連邦諸機関の職業訓練 ②Fair Employment Practice Committee 設置 ③差別の訴えを受理, 調査, 改善勧告, 公聴会開催 1943●大統領行政命令9346 : ①非軍需連邦政府契約者を加える ★1944 Steele v. Louisville and Nashville Railroad : ①Railway Labor Act 下で団体交渉権を認められている労組, のちに National Lador Relation Act 下の労組も 1946●大統領行政命令 : ②President's Committee on Civil Rights 設置 1951●大統領行政命令10308 : ②Committee on Government Contract Compliance 設置 1953●大統領行政命令10497 : ②President's Committee on Government Contract 設置	★1943 Smith v. Kraemer 民主党 Primary からの締 出しを違憲とする	1934○NIRAの下での諸規則における 人種差別禁止(公共低家賃住宅 など) 1948●大統領行政命令 軍隊での差別禁止	
1957○Civil Rights Act of 1957 (今世紀に入ってはじめての Civil Rights Act) ①選挙権, 統合教育, その他について差別禁止の一般的 宣言(実効なし) ②Civil Rights Commission を設立 1961●大統領行政命令10925 : ①全ての連邦政府契約者 ②Committee on Equal Employment Opportunity 設置 ③●affirmative Action および定期的報告を要求 ●強制力として④公表, ⑤悪質者を刑法上の罪として告訴することを 勧告, ⑥政府契約停止 1963○Equal pay Act 1963●大統領行政命令11114 : ①連邦政府助成の建設契約にも適用		★1954 Brown v. Boad of Education of Topeka 分離教育は差別的であるとの違憲 判決, 可及的速かな統合を命令	
1964○Civil Rights Act of 1964 Title VII, (雇用差別禁止) ①25人以上雇用のすべての雇用主, メンバー25人以上の 労働組合, 雇用紹介・訓練機関 ②Equal Employment Oppotunity Commission 設置 ③差別の訴え受理, 調査, 調停, 告訴勧告 Title VI (同右) 1965●大統領行政命令11246 : ②Office of Federal Contract Compliance 設置 ③連邦契約業者の連邦契約以外の事業についても Affirmative Action 要求 ★1968 Quales v. Phillip Moris 昇進, 配転, departmental の先任権 政策が差別的であると判断 ★1969 Madlock v. Sardis Luggage Comp. 黒人を一定の割合で採用 することを命令 ★1970 Irving v. Mohawk Rubber Comp. 過去のニグロ job, division ごとの先任権が現在の不正の原因であるとして原告を上級のdivision へ配転することを命令 ★1970 United States v. Dillon Supply Co. 1971 Robinson v. Lorillord Comp. departmental の先任権と限られた昇進が黒人を上級の職種から 排除していると判断, 差別がなかった場合との差額を補償し, 企業と組合に先任権の範囲と配置体系を変更することを命令 ★1971 Griggs v. Duke Power Comp. 中立的にみえるが事実上不正 な採用テストによる差別を違憲判決 1972○Equal Employment Opportunity Act ①雇用者15人以上の雇用主, メンバー15人以上の労組, 公的, 私的職業紹介機関, 州, 地方政府に適用拡張 ③E.E.O.C.が原告になりうるとする	同左 Title I (選挙権侵害禁止) Title VI (同右) 1965○Voting Rights Act	同左 Title IV (公共教育の人種統合化) Title VI (同右) 1965○Elemertay and Secondary Education Act	1963●大統領行政命令11063 : 連邦政府の所有, 管理もしくは助成した住宅に における差別禁止 同左 Title II (公共収容施設での差別禁止) Title III (公共施設での差別禁止) Title V (Commission on Civil Rights 設置) Title VI (連邦助成にかかわるすべての Program に おける差別禁止) 1968○Civil Rights Act of 1968 Ⅳ (Fair Housing) ● 大統領行政命令 ○ 立 法 ★ 司法判決 ① 人種差別等の禁止の対象・範囲 ② 人種差別等の禁止を遂行するため設置された特別の機関 ③ 法, 命令等の強制措置等

- Nijole V.Benokraitis & Joe R.Feagin, *Affirmative Action and Equal Opportunity*, Western Press, 1978
- *The Civil Rights Act of 1964, Operation Manual*, BNA Inc. 1964
- Richard M.Burkey, *Racial Discrimination and Public Policy in the United States*, Heath and Corp. 1971
- Dorothy K.Newman et. al. *Protest, Politics and Prosperity : Black America and White Institutions, 1940-75*, Pantheon Book, 1978
から作成.

(3) さて、以上の二つは、リベラルの失業、貧困理論における最も重要な二大変数であり、従って、最も信頼する二大政策手段であるが、それらは特別に黒人を対象とするというよりも、失業、あるいは潜在的失業(Subemployment)に陥っている黒人の割合が、また、「人的資本投資」の小さいものの割合が大きい限りで、黒人に対する政策でもあった。しかし、黒人の差別的格差の大きさは、それだけでは説明しきれないことをリベラルも認める。

すなわち、リベラルは黒人は生活のあらゆる領域で、すなわち労働市場において、教育施設において、政治活動において、そして諸施設の利用や、住居地域の分離など、その他の社会生活一般にわたって、さまざまなかたちで——個々の白人によって、あるいは制度的に、明示的意図的に、あるいは意図せざる結果として——差別されていること、そして、それが、まさに「悪循環」によって強め合い、不均衡、不平等を生み出していることを認める。かくて、それぞれの差別に対しても、これを好循環に転換すべく、政府の介入を要請する。われわれの関心から労働市場ないし、雇用差別に対する政策に重きをおいてあるが、かかる政策展開のあとを特徴づければつぎのようになる(第5表参照)。

1. ニュー・ディール～1954年

「再建期」が1877年ヘイズの「歴史的妥協」によって終わったのち、南部諸州は、黒人に市民権を与えた憲法修正第14条、また選挙権を与えた同15条に州権を優越させ、さまざまに工夫をこらして巧妙にそれらを剝奪しようとする反動の時代を迎えた。かくて平等化への動きは、永らく停止したままの状態が続いていたのである。それが、ニュー・ディールの頃から、とくに第2次世界大戦が始まってから、平等化政策に動意が感じられた。一方で、1943年の *Smith v. Kraemer* 判決以降、同種の判決によって、南部諸州における黒人の選挙権剝奪を矯正する動きがみられるとともに、他方で、第2次大戦中、あるいは朝鮮戦争中、軍需契約をテコにして、黒人の雇用差別を解消しようという試みが歴代の大統領によってなさ

れはじめた。もっとも、それには強制手段がともなわず、実効に乏しかったが。

2. 1954年～1964年

1954年、従来の人種分離教育は、黒人の平等に教育をうける権利を妨げており、人種を統合して教育を行わないかぎり、教育の平等を保障できないとし、公教育における人種統合を命じた **Brown** 判決が出された。これを皮切りに、ようやく政策展開は速度を加える。1957年には骨抜きにされて、単に宣言にしかすぎなくなってしまったが、「再建期」以来はじめて、公民権法が議会を通過し、やがて **Kenedy** 大統領が、行政命令 10925 によって差別禁止を軍需契約から、すべての連邦政府契約にも拡張するとともに、はじめて強制手段を設け、かつ、単に法律に触れなければよいというだけでなく、積極的に差別を解消していく具体策 (**affirmative Action**) を要求するにいたった。

3. 1964年～

加速化傾向にあった政策展開にさらに拍車をかけ、その全面展開の時期を画したのが他ならぬ1964年公民権法の制定である。第5表にみられるように、ほとんどすべての領域にわたって人種差別を具体的なかたちで禁じ、またその強制手段を一方で裁判所の判決に頼るとともに、連邦財政がかかわっているかぎり、これを強制手段として用いうることを定めた (**Title VI**)。ことに雇用の領域で画期的なのは、法の適用範囲を政府契約があるなしにかかわらず、全企業、全労働組合に広げたことである。

以後、各領域で、これをさらに補強する、ないし実効あるものにすべく、表にみられるようにさまざまな試みがなされる。こうして経済的、社会的な「デ・ファクト」の差別は別として、少なくとも公約には、あるいは、「デ・ジュアリ」には、人種差別は解消し、さらに一見外的には中立的にみえるが、事実上差別を結果する制度にも、1968年以降の判決が示すように、挑戦するにいたったのである。

(4) 最後に、以上のような政策によってもなお救済されない部分に対し

て、リベラルはいわゆる所得維持政策 (income maintenance policy) な
いし、社会保障の充実によって対処しようとする。

第6表 公的社会福祉支出の推移 (百万ドル, %)

	社会福祉 支出総計	社会保 障費	公的 補助	健康医 療プロ グラム	退役軍 人プロ グラム	教育	住宅	その他 の社会 福祉	社会福祉総計対	
									GNP比	政府総 支出比
1935	6,548	406	2,998	427	597	2,008	13	99	9.5	48.6
40	8,795	1,272	3,597	616	629	2,561	4	116	9.2	49.0
45	9,205	1,409	1,031	2,354	1,126	3,076	11	198	4.4	8.4
50	23,508	4,947	2,496	2,064	6,866	6,674	15	448	8.9	37.6
55	32,640	9,835	3,003	3,103	4,834	11,157	89	619	8.6	32.7
60	52,293	19,307	4,101	4,464	5,479	17,626	177	1,139	10.6	38.0
65	77,170	28,110	6,283	6,246	6,039	28,108	318	2,066	11.8	42.5
70	145,856	54,691	16,488	9,907	9,078	50,845	701	4,154	15.2	48.2
75	290,064	123,013	40,706	17,788	17,019	80,833	3,172	7,533	19.0	57.9
77	362,339	161,254	52,429	21,027	19,015	94,640	4,417	9,556	19.7	59.7

Statistical Abstract of the United States, 1979.

第6表は、社会福祉関係の連邦支出の推移をみたものである。第2次大
戦中は停滞気味であるが、戦後はかなりの勢いで増加する。とくに、60年
代後半から70年代にかけて著しい。

ところで、われわれの関心は、黒人がかかる社会福祉政策のなかにどの
程度とらえられているかということであるが、第7・8・9・10表にみるよ
うに、白人とのギャップはまだかなりのものがあるものの、60年代以降、
急速にそのギャップを縮めていることが窺える。

第7表 人種別老令年金受給比率 (%)

年	非 白 人	白 人	ギャップ
1945	4	8	4
50	13	21	8
55	30	45	15
60	49	67	18
75	87	95	8

Dorothy K. Newman et al., *Protest, Politics and Prosperity*, Pantheon
Books, 1978, Table 7—5.

第8表 人種別退職者の社会保険月平均受給額

年	非 白 人	白 人	黒 人／白 人
1950	\$ 35.76	\$ 47.95	75%
55	50.46	68.59	74
60	57.13	81.11	70
65	64.55	93.66	69
70	90.52	113.64	80
73	129.23	161.53	80

Dorothy K. Newman et al., 前出, Table 7—7.

第9表 人種別失業保険カヴァー率(%)

年	非 白 人	白 人
1940	33	56
50	47	60
60	54	69
70	67	74

Dorothy K. Newman et al., 前出, Table 7—8.

第10表 扶養すべき子女のいる家庭の生活保護受給者

年	1961	1971	増 加 率 (%)
世 帯 数(千世帯)	823	2,524	207
白 人	425	1,220	187
黒 人	357	1,093	207
そ の 他	42	211	406
子供の数(千人)	2,457	7,015	185
白 人	1,198	3,184	166
黒 人	1,134	3,199	182
そ の 他	125	632	406

Sar A. Levitan, William B. Johnston and Robert Taggart, *Still a Dream: The Changing Status of Black since 1960*, Harvard Univ. Press, 1975, Table 10—4.

以上、紙幅の制約から、ごく簡単にではあるが、リベラルの主張する政策の展開過程をひとあたり見てきた。リベラルは、まさに、このような政策展開こそが、はじめにみた黒人の対白人経済格差の縮小の最大の根拠であるとするのである。

こうして、コンサーヴァティヴは、競争の圧力によっておのずから、リベラルは政府の政策をテコにして、というように強調点はことなるが、いづれにしても、黒人の対白人経済格差の縮小という従来の傾向をさらに延長することによって、「アメリカン・クリード」と調和するかたちで、つまり民主主義の完成の中に、黒人の体制への統合を楽観的に展望するのである。

3. 悲観論——ラディカル——

1960年代のはじめは、リベラルの夢が最も大きくふくらんだ時であった。「完全雇用余剰」なる概念をもちだしたニューエ・コノミックスの当初の成功は、「ケインズ理論と、ますます高度になり、かつ信頼性を増した経済活動の数量化との結合が……歴史上はじめて、きわめて高い成功度を以って経済の管理を許す現実的なモデルを提供した」⁽²³⁾ という確信を一層深めさせた。ますます強まるかかる確信のなかで、『豊かな社会』(J. K. Galbraith, 1958)の中に、『もうひとつのアメリカ』⁽²⁴⁾や『見えざる貧困』⁽²⁵⁾を一種の驚きを以て発見したリベラルは、それをアメリカの潜在能力ないし資源の浪費であるとして、「貧困に対する戦争」(War on Poverty)に、また「偉大な社会」(Great Society)の建設に、ケインズ理論にもとづく「完全雇用余剰」(Full Employment Surplus)と「人的資本」理論(Human Capital Theory)にもとづくマンパワー・ポリシーを主要な武器としてのり出していった。

(23) Moynihan, *Maximum Misunderstanding*, The Free Press, 1969, p. 26.

(24) Michael Harrington, *The Other America: Poverty in the United States*, Macmillan, 1962.

- (25) Dwight MacDonald, "Our Invisible Poor," *New Yorker*, 19 Jan. 1963. (2)とともに 'War on Poverty' 政策形成に啓蒙の役割を果たしたとされる。Lawrence M. Friedman, "Social/Political Context of the War on Poverty" in Robert. H. Haveman, 前出。

しかし、現実には、必ずしもこれを彼らのモデルどおりには管理しえなかった。70年代に入るや「スタグフレーション」に直面し、彼らも自信を喪失するが、じつは、それよりもはやく、60年代半ばにすでに、コンサーヴァティヴは勿論、リベラルも含めた正統派はその理論的枠組みの有効性を疑われる事実を突きつけられるにいたっていたのである。

1964年、歴史的な「公民権法」が成立したまさにその夏にはニューヨーク市ハーレムで、翌1965年にはロスアンゼルス市ワッツでと、東部、西部の大都市で大規模な人種暴動が起った。これを皮切りに、66、67年と全米の大都市を人種暴動の嵐が席卷した。67年には、バッファロー、シンシナティ、デトロイト、ミルウォーキー、ミネアポリス、ニューアーク、タンパ、ニュージャージー州プレイフィールドの8つの大暴動のほか、33の中暴動、123の小暴動がはじめの9ヶ月の間にみられた。この年の7月ジョンソン大統領は、National Advisory Commission on Civil Disorder を設けその原因調査と対策とを諮問したが⁽²⁶⁾、かかるゲッター暴動は、つとに一般の注意をゲッター問題にひきつけていた。そして、そこで発見された事実は、総需要政策にも、マンパワー、ポリシーにもほとんど無縁の人々の大量の存在であった。

「ゲッターの多くの労働者にとって、失業とは、労働市場での諸困難を示すはるかに広い範囲にわたる症候群の中のひとつの小さな症候にすぎない。低賃金、不安定な仕事、卑しい仕事、低熟練、低い勤労意欲、就職情報の不足、不十分な手づる等々の問題にも同じように注意する必要がある。それぞれの問題は互いに因果関係にある。そのうちのひとつの問題をもつと、同じように他のいくつかの問題に悩まされやすい」⁽²⁷⁾

これを敷衍して、総需要拡大政策やマンパワー、ポリシーがよってたつ、

「正統派経済学」がいかなる問題を突きつけられているのかについて、David M. Gordon はいう、「60年代の始めには、所得および雇用の分析は、労働市場についての、疑れることの少なかったつぎの三つの前提の上に成立っていた。

その第一は、失業は、職が現に提供されているにもかかわらず、またもしそうでないならば経済の拡張によって提供されうるにもかかわらず、その職が要求する熟練を備えていないことから生ずる。そして教育や訓練プログラムは、この必要な熟練を供給する、あるいは「正統派経済学」が想定する限界生産力理論のディメンジョンでいえば諸個人の限界生産力を高めようとされていた。

第二に、雇用、失業、非労働力という三つの労働力の状態には、安定性があるという想定である。すなわち、失業者は労働市場から脱落するこれなく失業の状態にとどまり、非労働力は一般に健康や家庭の事情で働くことができないものと想定されていた。

第三に、上のことを支える条件として、労働市場に登場しているものは、いかなる雇用状態にあらうとも働くことに対する動機を失なわないということを想定していた。

しかし如上のゲッター労働者の状況は、これらの想定に重大な疑問を投げかけることになった」と⁽²⁸⁾。

「正統派」理論は、これらの問題に対して、多くの制度的な、あるいはその他の場当りの補正を試みた。これを不服として生まれたのが「二重労働市場論」といわれるものである。その旗手 Peter B. Doeringer と Michael J. Piore は、彼らが60年代半ば頃から断片的に開発してきた理論を集大成した書物の序文においていう、

「これらの問題は、最初、経済理論の伝統的分析用具で接近が試みられた。しかし、それぞれの問題は、あれかこれかの仕方、で、伝統的なフレームワークに抵触し、多くの制度的な、あるいは他のアドホックな説明の導入を要求した。伝統的経済理論の予測結果からの乖離を市場の不完全性や

非市場的制度によって説明するのは、もっとも旨くいったとしても、知的魅力がない。悪くすると、それは政策形成のために重要な要因を無視するか、かくしたりさえしかねない。この書物において、多くのこれらの要因を見出し、競争的労働市場のモデルが提供するよりも、より包括的なアプローチの中にそれらを位置づけよう」⁽²⁹⁾と。

(26) *Report of the National Advisory Commission on Civil Disorder*, G. P. O., 1968 は、さらに一般の注意をゲッター問題に惹きつけた。

(27) David M. Gordon, *Theories of Poverty and Unemployment*, Heath and Company, 1972, p. 6.

(28) D. M. Gordon, 前出, p. 78.

(29) Peter B. Doeringer and Michael J. Piore, *Internal Labor Markets and Manpower Analysis*, Heath and Company, 1971, p. 1.

それがどの程度包括的であるかは、ラディカルや「正統派」には疑問であろが、それはとにかく、「二重労働市場論」は⁽³⁰⁾、「正統派」の想定する、均質の競争的労働市場の存在を否定し、労働市場は、異質の二つの市場、すなわち、主要労働市場 (Primary Labor Market) と従属的労働市場 (Secondary Labor Market) に二重化されているとする。「プライマリー・レイバー・マーケットにおける職は、高い賃金、良好な労働条件、安定し、保障された雇用、公正な手続きによって規定された就業規則、多くの昇進の機会といったことがらによって特徴づけられる」⁽³¹⁾。そして、その構造と範囲は、ほぼ、「内部労働市場」(Internal Labor Market) に重なるという。ところで、この「内部労働市場」というのは、「外部労働市場」(External labor Market) と対立する概念で、なんらかのしかたで、その参入が限られ、外部に対して封鎖的になっている市場である。従って、たとえばその職種の賃金決定は、「外部労働市場」のように必ずしも市場での需給によって客観的には決まらず、制度的要因の影響が加わるような労働市場である。因みに、それには、クラフト型と企業型と二つあるとされる。クラフト型のばあい、そこへの参入は、徒弟として訓練をうけるといふ過程を通らねばならないので入口が限定され、封鎖的になるとともに、

その訓練過程、仕事の配分、賃金決定などにも、内部の制度的規制の影響がつよくなる。企業型のばあいも、熟練形成は、企業内でのオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) というかたちでおこなわれるゆえに、職種は、おのずから階梯状になり、その上位の職種への労働力の供給は、企業内の下位の職種からの昇進というかたちでしかおこなわれない。ここに、内部の制度的規制ないし「社会学的諸力」が働く余地が生まれるのだという。

他方、「セカンダリー・レイバー・マーケット」における職は、低い賃金、劣悪な労働条件、不安定性と高い入職・離職率、過酷、恣意的な就業規則、昇進の見込みのなさ等々といったことがらに特徴づけられる。それはつぎの三つの領域からなるとされる。

ひとつは、上のような「内部労働市場」の対極に位置する「外部労働市場」である。そこにおいては、ほとんどのばあい何の熟練も要求されない。したがって誰でも、いつでも自由に参入しうる市場であり、雇用主、労働者ともに、長期の安定した雇用インセンティブをもたない。

二つ目は、secondary 'internal labor market' ともいえるもので、一応は内部労働市場という性格をもつが、構造化された熟練階梯のごく短いものがこれに属する。いわば、「内部労働市場」と「外部労働市場」の境界領域にあるものといえよう。

そして三つ目は、それが、構造的熟練階梯が壮大につくられている「内部労働市場」の内部に、というよりも下位に、あるいは並んで、組み込まれているもので、上位の職種群への昇進の機会のほとんどない袋小路の職種群である。⁽³²⁾

(30) 以下の解説は、われわれなりの P.B. Doeringer and M.J. Piore 前出からの、われわれのコンテキストにかかわるかぎりでの要約である。主として chap. 1, 2, 7, 8, 9, 参照。

(31) 同 p.165.

(32) 同 p.166—168 からの抄訳。

かかる「二重労働市場論」の特徴は、「正統派」の均質的、普遍的そして競争的、かくて数量化しうるにしても、抽象的な、労働市場モデルに対

して、より具体的、現実的要因、就中、制度的、歴的要因をも導入してくる点である。かくて、ここでは、たとえば労働者のビヘイビアも市場によって同じではないとされる——「二重労働市場論」はこの点に著しく大きなウェイトをおく——。ひとたび Secondary Labor Market にとらえられると、いまみたように、そこでは雇用が不安定、劣悪であるのは勿論、長期の安定した雇用に労使ともインセンティブをもたず、O.J.T. の、また昇進の機会も、賃金上昇の望みもないゆえに、労働者の勤労意欲も低下を免れない。そして失業、就業、非労働力化ということの区別も大きな意味をもたなくなる。かくて、それらの間を転々とするようなビヘイビアが生み出される。逆にかかるビヘイビアをもつ労働者がいるところでは、労働市場は Secondary Labor Market 化していかざるを得ないというのである。

ところで、このように、二分化された、そして、歴史的、制度的要因を包摂した、より具体的な労働市場をモデルとした「二重労働市場論」は、従来のリベラルの政策展開に一定のウェイト修正を要求する。

すなわち、リベラルが、最も力を入れたのは、総需要拡大政策とマンパワー・ポリシーであった。けだし、すでにみたように、リベラルは、労働市場におけるその供給は、その限界生産力の大きいものから小さいものへ、いわば列をなして並んでおり、経済の拡大とともに順次雇用されていくと想定している(Que Theory)。そして、失業は均衡点で要求される限界生産力以下の生産力しかもちあわせていない労働者に起ることになる。したがって、その失業の解消のためには、かかる労働者の「人的資本」の投資を高めればよいということになるからである。

しかし「二重労働市場論」は、この二重化された労働市場を前提しているかぎり、また、セカンダリー・マーケットの労働者のビヘイビアがそのままであるかぎり、かかる政策はインフレをつよめこそすれ、労働市場における諸格差、ことに黒人のそれを解消することは難しいという。

因みに、彼らによれば、プライマリー・マーケットはつぎのようにして、黒人のそこへの参入を排除しているという。

(i) その入口における差別

ここでは、企業が要求する熟練は、O. J. T. で形成されるのだから、応募者は、まだこれを備えていない、したがって企業は、将来企業が要求する熟練を、当該応募者が、O. J. T. のうちで獲得していく潜在的能力で採否を判断しなければならない。つまり、external labor market のように、企業が要求する熟練をすでに応募者が備えており、(あるいはここにおいては多くのばあい、企業はなんら熟練を要求しないので、誰でも企業の要求を満す)、市場の需給ですべてが客観的に決定されるのと異って、すべての段階で、企業の主観が入りうる余地があるのである。かくて、採用にさいして学歴、テストの評点などの採用基準 (hiring standards)、適格者の選別基準 (Screening criteria) などを設けるが、その採用過程において、白人雇用主 (ないし当該企業の労働者、製品の購売者) の黒人に対する差別意識が入ってくる。さらに例え、意図として差別しないとしても、企業は選別コストをひき下げようとして過去におけるかかる表面的な特性と、企業が要求する熟練の達成度との相関を前提にして選別するかぎり、いわゆる統計的差別 (statistical discrimination) が生れることにならざるをえない。例えば十分に適格の黒人がいたとしても、過去における黒人の達成率が白人のばあいより相対的に悪かったゆえに雇用を拒否されるのである。

(ii) 「内部労働市場」における配属規定による差別

企業内市場においては職務は、たとえばディヴィジョンごとに職務群を構成し、それがいくつか集まって、デパートメントを構成するというように配置されているが、同時に、決して単線的にはないにしても、概して、O. J. T. にもとづく職務階梯を構成するように配置されている。このばあい、配属、昇進の基準としてまず先任権が重視されるにもかかわらず、(i)と同様のことがあるていどいえるが、それよりも、配属政策がきわめて差別的であることが問題となる。黒人は概して、職務階梯における下位のディヴィジョン、しかも昇進の閉ざされた袋小路のディヴィジョンに

配属されることが多い。たとえ昇進して、上位の他のディヴィジョンへ、あるいはデパートメントへ移っていくことが可能だとしても、そのさい、先任権がディヴィジョンごと、あるいはデパートメントごとというように、その範囲が狭いばあいには、従来の勤続年数が勘定に入れられず、雇用縮小のさいには最初にレイ・オフの対象となってしまう。かかる不利益のため、上位のディヴィジョンなどへの昇進を黒人が好まず、おのずから袋小路のニグロ・ディヴィジョンがつくられてしまうのである。

(iii) 労働組合による差別

(i), (ii)の慣行は、労働組合がこれらの差別的慣行を積極的に廃止し、白人と黒人の統合をすすめていくばあいは別であるが、労働組合がこれらをそのまま労働協約の中に盛り込むばあいが多い。それゆえ労働組合は、一方で白人によるそれ以上の差別の拡大に歯止めをかける作用も認められなくはないが、しかし現状の差別を認めて、これを固定化してしまう作用をも果す。とくに、クラフト・マーケットのばあいは、組合自身が差別の積極的な推進者となることが多い。

かくて、「二重労働市場論」による政策の強調点は、まず第一に、セカンダリー・マーケットからプライマリー・マーケットへの流入に対する障壁を小さくすることにおかれるが、そのためには何よりも、以上にみた黒人差別の実効をもった廃止が必要だとされる。そして第二には、セカンダリー・マーケットの労働者一般をプライマリー・マーケットへ導くべく——そのビヘイビアの改善を戦略的手段として——、セカンダリー・マーケットの労働者の実態に則した、きめ細かい政策的配慮、すなわち、セカンダリー・マーケットの労働者のタイプ分けと、それに則したマン・パワー・ポリシーの展開、勤労意欲を惹起するような所得維持政策の探究、政府によるプライマリー・マーケット的雇用の提供、そしてまた、セカンダリー・マーケットにおける労働者の組織化、集団交渉制の導入、最低賃金制のカヴァーする範囲の拡大等々を行うべきだということになる。

こうしたかたちで「二重労働市場論」は、一面では「正統派」理論にも

とづくリベラルの政策を補正ないし、補充しながら一みずからをリベラルの一翼に連らねつつ、一層の政策展開に力を貸すことになったのである。そこで、もう一度、前節の政策展開過程を少し注意深くみられたい。そこに「二重労働市場論」の若干の寄与を発見するのはさしてむずかしいことではあるまい⁽³³⁾。

- (33) たとえば、マンパワー・ポリシーについてみると、MDTA を中心とする職業訓練プログラムは、所期の効果をあげえず、より直接的に政府の補助に条件に企業に仕事を提供させるだけのものになってくる。この傾向は、訓練よりも職の提供、それも public employment の提供の増大というかたちになってははっきりとあらわれる。そして、それは同時に、その地方ごとにきめの細かい配慮のできるように権限をコミュニティへ移しつつ諸プログラムが Comprehensive Employment Training Act に統合される過程でもある。もっとも、このような変化は「二重労働市場論」の影響というより1967、68年のゲットー暴動が引き金になり、これに対処する暴動防止策という性格を濃厚におびるようになった結果と考えるべきで、「二重労働市場論」は、そのジャスティフィケーションと考えるべきであろう。この点 Perry, Anderson, Rowan & Northrup, 前出, chap 1, esp. p. 17—24, 参照。

そのほか、平等化政策における68年以降の司法判決は、まさに「二重労働市場論」が直載に支持するところであろう。

ところで以上「二重労働市場論」について長々と説明を加えたのは、じつは、かかる「二重労働市場論」が、他面で、「正統派」経済学を、より根底から批判しつつ、「ラディカル」⁽³⁴⁾が再興する一つの手がかりを与えたからである。勿論ラディカルの再興は60年代半からの世界的現象であり、アメリカに限っても、穏健な公民権運動から出発し、Black Panther の出現にいたる「黒人革命」の進行、ヴェトナム反戦運動、反原子力、反公害の市民・消費者運動、労働組合におけるランク・エンド・ファイルの活性化、そして、ラディカルの担い手自身を生み出した学園紛争がその背景にある。しかしラディカルによる「正統派」経済学批判、というコンテクストにおいては、<人種暴動をきっかけとするゲットー労働市場への注目—「二重労働市場論」の展開—その批判的克服>という道筋は、ラディカル再興の一主要ルートをなしたのである⁽³⁵⁾。

- (34) ここでラディカルというばあい、広くは URPE (The Union for Radical Economics) に所属する比較的若い研究者達を念頭に置いている。URPE は今さら紹介するまでもないと思うが、彼らの解説によれば、「合衆国でラディカルな政治的運動がその絶頂のきわみに達した1968年に結成され、教育、研究、コミュニケーションそして政治活動に従事しているラディカルな政治経済学者に一つの組織網を提供しつつ、70年代を通じて、その盛況を維持し続けている。機関紙として、Review of Radical Political Economics (季刊) を発行する他、Dollars and Sense (月刊) を後援したり、種々様々の活動を行っている」。全部ではないにしても彼らの多くは、マルクス主義をその方法として採用し、リベラルな改革ではなく、現体制に代えて、アメリカ社会主義を展望する。ちなみに彼らの方法論、理論、内外にわたる現状分析、展望を体系的に窺うには、Richard C. Edwards, Michael Reich and Thomas E. Weisskopf, *The Capitalist System*, Prentice-Hall, 2nd ed., 1978. が便利である。その他 *Radical Perspectives on the Economic Crisis of Monopoly Capitalism*, URPE, 1975. *U. S. Capitalism in Crisis*, URPE, 1978. さらに “Reading Lists in Radical Political Economics” URPE, 1977 も参考になる。前掲の D.M. Gordon ed, *Problems in Political Economy: An Urbane Perspective*, 2nd ed. は Richard C. Edwards, Michael & D.M. Gordon, *Labor Market Segmentation*, Heath and Company, 1973 とともに、ここでのわれわれの主題に関する彼らの見解を知るのに便利な Readings である。
- (35) 彼自身「正統派」経済学から出発し、ゲッター調査に従って「二重労働市場論」者となり、60年代末から70年代はじめにかけての政治的激動の中でラディカル・エコノミストとなっていた G.M. Gordon は、その著 *Theories of Poverty and Underemployment*, 前出、において、Thomas S. Kuhn, *The Structure of Scientific Revolution*, Univ. of Chicago Press, 1962, 1970 を援用しつつ、つぎのような野心的作業を試みる。まず、従来、支配的であった「正統派」は1970年までに、説明不能の無数のパズルにぶつかり、経済学は“nomal research”の時代から“anomaly” and “crisis”の時代に入ったとする。ここでは諸説が競合し合うとして、彼は、かかるものとして、三つの学説をとり出す。すなわち、ほころびをとりつくろうと苦心さんたんする「正統派」の他に、「二重労働市場論」、そして「ラディカル」の学説がこれである。このうちそれなりに首尾一貫した、包括的なパラダイムを備えているのは、「正統派」理論と「ラディカル」理論の二つであり、「二重労働市場論」は、前者から後者への移行期に出現した中間的、部分理論であり、やがて前者と後者へ両極分解してゆくか、「ラディカル」理論に素材

を提供しつつ、それに吸収されていくとする。彼はかかる展望の下に諸説を比較検討していくのである。

ラディカルが、「二重労働市場論」をさらにおしすすめた点は、一言でいえば、その制度的、社会学的、歴史的な説明の一層の徹底ということである。

「二重労働市場論」は、上にみてきたように、「正統派理論」の均質性、普遍性、客観性の虚構をあばいて、労働市場の二分化、雇用、賃金決定における内部的制度要因、歴史的要因、社会学的諸力、労働者のエトスといったことがらの重要性、かくて、黒人差別の構造的必然性を指摘した。しかし、ラディカルによれば、それらの要因間の多少の関連づけはみられるものの、労働市場の二重化をはじめ、その制度的要因、歴史的要因も、基本的には、理論の外部からもち込まれたもの（exogenous）であり、それら自身の前提を説明していないいわば「部分理論」の域を出ていないという。

ラディカルは、マルクスの弁証法的唯物論を基本的方法論として、「二重労働市場論」が指摘していることがらを、アメリカ資本主義の自己展開、なかんずく、独占資本主義の展開というコンテキストのうちに、統一的に理解しようというのである。もちろん、ここで、それらを詳かにしている余裕はないが、そのさいの彼らの特徴を一言でいえば、われわれからみても、教条的にすぎると思えるほど、階級と階級闘争の展開に力点を置いていることである。

「二重労働市場論」が導入の余地を開いた制度的、歴史的、社会学的要因の中に階級形成と階級闘争の視点を最大限にもち込んで、「二重労働市場論」がもち出した諸素材を統一しようとするのであるが、いまその枝葉と末節を切り落して、その幹にある部分を取り出せば、およそつぎのようになる。

19世紀末から20世紀にかけての独占資本の形成は、一方で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを重要なものとする技術の変化をともなうことを指

摘する。しかし、他方で、それ以上に独占資本主義が重化学工業を中心とする大量生産、大規模産業の展開を導き、その結果、そこに歴大な労働者階級を堆積せしめ、——これにフロンティアという安全弁の消失、また移民が徐々に統合されるにしたがって、言語や民族による分割支配の威力が低下したということも加わって——階級闘争が激化する潜在的可能性を増大させたことを重視する。

実際に、1870年頃から19世紀末にかけて、それは顕在化し、労働者の戦闘化がすすむ。もっともいつでも顕在化するわけではなくおのずから潮の満ち干きがある。1919年を頂点とする第一次世界大戦直後の労働不安、そして1930年代の恐慌期には危機的情況にまでのぼりつめる。そしてこの間に展開する職場秩序のコントロールをめぐる労働者と資本の激しい闘争のうちに、資本は労働者をそのコントロールの下におくべく、きわめて有効な手段として「二重労働市場」、彼らの言葉でいえば、労働市場の階層化 (Stratification) なり、分断化 (Segmentation) を創出したとするのである。

資本は、労働者をホワイト・カラーとブルー・カラーに分断し、大企業の中に、高度に階層化された職務群をつくることによって、「内部労働市場」を創り上げて、意識化しつつある労働者の本隊を武装解除する。そして、その対極に、いっさいのしわよせをうける底辺労働市場として形成されるセカンダリー・レイバー・マーケットは、これを、プライマリー・レイバー・マーケットの労働者との一体化を意識しにくい、マイノリティ、婦人および若年層を以って満たすというように、まことに見事な分割統治をつくりあげる、というのである⁽³⁶⁾。

(36) かかる視角からするラディカルな歴史分析として、Katherine Stone, "The Origins of Job Structures in the Steel Industry". R. C. Edward, "The Social Relations of Production in the Firm and Labor Market Structure". Francesca Maltese, "Notes for a Study of Automobile Industry". Howard M. Wachtel, "Class Consciousness and Stratification in the Labor Process". とともに R. C. Edwards, M. Reich and D. M. Gordon, ed., *Labor Market Segmentation*, 前出, 所収および Richahd C. Edward,

Contsted Terrain, Basic Books, 1979 が注目される。労働の単純化と疎外にのみ重点がおかれ、かつ歴史分析としては多少散漫であるが、R. C. Edward のいう *Bureaucratic Control* を資本が生み出さざるを得ない根拠を説いたものとして Harry Braverman, *Labor and Monopoly Capital*, Monthly Review Press, 1974, 富沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店、1978年刊も注目される。

さて、だいたい前置きが長くなってしまったが、われわれがいま問題にしている黒人差別も、かかるコンテクストの中に位置づけられるのである。すなわちラディカルはいう、「人種差別は、資本にとって、労働市場を分断、階層化するきわめて有効な手だてとして機能する。それゆえ、それは資本主義が直接生み出したのではないとしても、資本主義はそれを執拗に残存させる基礎を与えるかぎり、差別の解消は現体制を前提としては不可能だ」⁽³⁷⁾と。政府の政策も、国家がつまるところ総資本の利益に沿って行動するかぎり、人種差別を解消していく実効ある政策をとりえない。かくて、労働者の解放と黒人の解放は同時でなければならず、それゆえそのための道は労働者と黒人の結合以外にはないということになる⁽³⁸⁾。

(37) Michael Reich, "The Economics of Racism," D.M. Gordon ed., *Problems in Political Economy: An Unbane Perspective*, 前出, 所収。

(38) しかし、周知のように、ラディカルには、もうひとつ別の流れがある。1920年のガーヴェイ運動から、ブラック・モスラムにいたる黒人分離主義がこれである。それは、白人労働者階級が革命的な行動に向うことについての絶望から、むしろ黒人こそが、若者や一部のプロフェッショナル、そして、さらにアジア・アフリカなど第三世界の人民と連帯しつつ、革命勢力の中核となるとする Paul Baran and Paul Sweezy, *Monopoly Capital*, Monthly Review Press, 1966, あるいは、Raymond Franklin and Solomon Resnik, *The Political Economy of Racism*, Holt, Rinehart and Winston, 1973 にもみられる。かかる見解に対して、Robert Cherry, "Economic Theories of Racism," 前出, は、歴史上、いくたの黒人労働者と白人労働者の連帯がみられ、かくするときのみ労働者は勝利しえたことを指摘し、これを論駁している。Philip S. Foner, *Organized Labor and The Black Worker 1619—1973*, International Publishers, 1974 も同様の事実を指摘し "Black and White, Unite and Fight" をそのトーンにしている。勿

論両者はともに試みられ現実の運動の中で止揚されねばなるまい。

きわめて乱暴な紹介になってしまったが、彼らのためにいえば、アメリカン・ラディカルのメリットは、かかる理論的体系化よりも、むしろ具体的なディメンジョンで、歴史的な分析、現状の分析に密着して「正統派」と切りむすんでいるところにあるというべきであろう。

たとえば、すでに指摘したように「二重労働市場論」の助けを借りてではあるが、具体的事実を以て、「正統派」理論の公理となっている労働市場の統一性、すなわち、需要の側では、内部労働市場における特定の熟練も、セカンダリーマーケットにおける潜在失業者の熟練も、ひとしなみに限界生産力という量的タームに還元し、他方、供給の側では、階層構造を再生産している階層的教育システムの、また労働者を分断する労務管理体系の、上層に位置づけられた労働者の高賃金も、プライマリー・マーケットから排除され、労働意欲を失って、犯罪と福祉給付によって生きているゲッターの労働者がたまたま働いて得た低賃金も、「人的資本」への投資の見返りにして還元し、労働市場の連続性を強弁して、賃金と雇用をこの労働市場における需給の一致というメカニズムで説明する虚構性をあばき出すのに成功している⁽³⁹⁾。

さらにまた、前節でみたリベラルの推進した個々の政策についてもきびしい評価を具体的分析の中から提出している⁽⁴⁰⁾。

そして、黒人の対白人格差についても、具体的分析によって、「正統派」と正反対の結論を導いてくるのである。

たとえば、Michael Reich は前述のリベラルの事実認識に対して、つぎのように批判を加える⁽⁴¹⁾。

(1) いわれている差別の減少の多くは、じつは、経済が拡大していた60年代と70年代初頭に起ったのであり、70年代の景気後退期には逆の傾向をみせている。

(2) 大学卒の黒人の改善は、なるほど著しいが、教育程度のより低い黒人については、改善はもっと控え目か、ほとんどない。このことは少数の

黒人の職業的地位が、プロフェッショナル、経営者階層へ上昇したとしても、大多数の黒人は後方に置き去られていることを示す。

(3) 黒人プロフェッショナル・経営者階層の拡大も、じつは、プロフェッショナル・経営者というこの分類の中の下層の職種、あるいは政府雇用に集中している。

(4) 若年層の格差が縮まったからといって、平等化がすすむと速断できない。というのは「内部労働市場」の入口での差別は法によって禁止されたが、昇進や訓練における差別は依然としてなくなっていないし、これからこのような差別が重要性を増すとみられるからである。

(5) 失業、労働力率における黒人男子の対白人格差が広がっているが、それは多くの黒人男子が白人および上昇した黒人の背後に堆積していることを示す。

(6) 黒人女子の改善は、白人の男女間格差の拡大との関連で考えねばならない。

そのうえで、さらにつぎのように言うのである。オプティミストの主張する黒人男子の格差縮小という事態は、じつは統計の集計上の幻影にすぎない、と。すなわち、地域別、都市・農村別、産業別にみると、事態は大きく異っている。改善をみているのは南部だけで、北部、西部ではほとんど改善をみていない。さらに、都市部、農村部に分けると都市部の改善は、1948年の60%から1969年の64%へと、たしかに都市部でも改善はしているものの、全体の5分の3ほどになってしまう。しかも、じつはこの都市部の改善も、二つの反対する動きの合計からなっている。南部における都市部が53.3→60.5%と大幅に改善したものの、その他の地域の都市部では逆に72.6→68.0%と悪化している。ことに大都市部(Standard Metropolitan Statistical Area)では、南部といえども56→56%と改善はみられず、北、西部のそれにいたっては、71→69%と悪化している。すなわち、全国の大都市では格差は少しも軽減されていないのであり、全国的な改善は、南部、ことに南部の農村および中小都市での改善と、絶対水準の低い

南部から絶対水準の高い北部、西部への移動の結果によるものだということになる。

また比較可能な49の個別産業（製造業、運輸、通信、公益等）ごとにみると、格差が消滅したのは、タクシー産業、都市電車・バス交通の二産業のみ、1%以上の改善は9産業、0—1%の改善は25産業、悪化は13産業となる。すなわち、地域別、都市・農村別、産業別と全国データを分割してみていくと、1950—70における格差縮小でなく、格差の執拗な残存を示していると結論せざるを得ないと。

そしてこのような格差の残存は、この間の教育向上、文化的、政治的変化、反差別政策が積極的に展開されたという脈絡からするとじつに驚くべきことだとし、さらに、農業→非農業への移動も限界に来ていることを考えると、もし、これ以上の縮小を望むならば、都市部において執拗に縮小をみることの無い格差に対して挑戦がなされなければならない。だが、いままでの経済理論は、この挑戦に失敗している。したがって、これに代わる理論と政策が見出さねばならない。ところでこれに代わる理論と政策とは、彼のばあい勿論、社会主義に向っての労働者、黒人の連帯によるラディカルな体制変革のことである。

(39)・(40) さしあたり D.M. Gordon, *Theories of Poverty and Underemployment*, 前出, *Problems in Political Economy: An Urbane Perspective*, 前出 の各所。

(41) Michael Reich, "The Persistence of Racial Inequality in Urbane Areas and Industries, 1950—1970, *American Economic Review*, May 1980. 以下はこの論文のわれわれなりの要約である。

4. 若干の論評

以上、われわれは、黒人のアメリカ社会の「主流」への統合、ないし不平等の解消について、認識および展望を異にする二つの見解をみてきた。われわれがそのどちらの側に立つべきか、読者の判断に待つほかないが、われわれの意図としては行論のうちに看取されるように努めたつもりであ

る。古来、真理は屢々少数派にある。

しかし、率直に言って、アメリカン・ラディカルの説得力に一抹の懸念をいだかざるをえないのも事実である。彼等は、人種間格差がほとんど縮小をみずに執拗に存在し続けていることを強調し、「楽観論」が示す改善の指標は、黒人の南部から北部ないし西部への移動によるもので、「統計上」のみかけの改善にすぎない。その移動が止むとき、みかけの格差縮小も停止する、という。そして何故差別的格差が、かくも執拗に存在し続けるのかということは、いつに独占資本の「分割統治」策にこれを求める。国家論にしても、単純な階級国家論の域を出ておらず、格差縮小のための政策の実効性を否定するのに急である。なぜに、Martin L. King をして「歴史はぼくたちの世代にたいして……運命を課し与えた。……民主化を完成するという運命……」と冒頭に掲げた一筋をいわしめたか、別言すればなぜ黒人の運動も含めて、「楽観論」を支配的たらしめ、ラディカルを少数派たらしめているか、ということは彼等の視野には入ってこない。楽観論が支配的になるについては、それなりの根拠がなくてはならない。

その根拠として、まず絶対的貧困の軽減ということも、これを無視しない。アメリカ資本主義は19世紀後半から20世紀初頭にかけて飛躍的に発展し、白人の絶対的所得水準は世界で最高の部類にランクされるに至る。1930年代には停滞したものの、以後今日にいたるまで、世界の峰を歩き続けている。南北戦争によって解放されるまで「奴隷」の境遇におかれていた黒人が、たとえ白人との格差を縮められなかったにせよ、もし永い間相対格差が開かなかったとするなら、黒人の絶対所得水準の上昇はかなりのものがあつたとしなければならない。このことは、アメリカ合衆国の周りの第三世界に属する人民の、一人当り所得水準の停滞性と対比すれば明瞭であろう。この激しい物的生活の膨張を体験しているとき、それを将来に向けて引き延ばして楽観的になるものがいたとしても格別不思議ではない。第二に、もし、対白人相対格差が縮まるような変化が生ずれば、楽観的展望はさらに強まるのは当然である。そして、Reich も認めるように、少な

くとも南部，ことにその中小都市，農村地域では，この相対格差の縮小がみられたのである。ところで，この相対格差の縮小という点では，たとえ北部や西部の都市の内部では格差が縮まらなかったとしても，南部の農村から北部や西部の大都市へ移住した黒人にとってはさらに大きい。「奴隷解放」以降も，以前とほとんど変わらぬ状態の下で呻吟してきた黒人農民（農業労働者およびシェア・ロッパー）は19世紀末，1920年代，そして世界恐慌期と大きなうねりをなしておそいかった農業恐慌の中で，南部農村で生きてゆくすべを失い，なにはともあれ都市に“Promised Land”を求めて移住してゆく他なかった。このばあい，われわれの注意を惹くのは，かかる南部農村からの移住者が大量に北部，西部の都市へ流入したにもかかわらず，黒人の都市での相対所得格差をむしろ引き下げな

第11表 地域別黒人人口の推移（千人，％）

年	North East		North Central		South		West		全 国		計
	都市	農村	都市	農村	都市	農村	都市	農村	都市	農村	
1970	4,567 (17.9)	163 (0.6)	4,708 (18.5)	222 (0.9)	8,328 (32.7)	4,048 (15.9)	2,949 (11.6)	478 (1.9)	20,552 (80.7)	4,921 (19.3)	25,464 (100)
1960	3,004 (14.7)	151 (0.7)	3,396 (16.6)	220 (1.1)	6,688 (32.6)	4,809 (23.5)	1,752 (8.6)	471 (2.3)	14,840 (72.4)	5,651 (27.6)	20,491 (100)
1950	1,946 (12.4)	133 (0.8)	2,137 (13.6)	205 (1.3)	4,922 (31.2)	5,426 (34.4)	707 (4.5)	280 (1.8)	9,712 (61.6)	6,044 (38.4)	15,756 (100)
1940	1,265 (9.4)	145 (1.1)	1,278 (9.5)	225 (1.7)	3,631 (27.0)	6,376 (47.4)	276 (2.1)	257 (1.9)	6,450 (47.9)	7,003 (52.1)	13,453 (100)
1930	1,055 (7.6)	135 (1.0)	1,203 (8.7)	240 (1.7)	3,310 (23.8)	6,874 (49.4)	551 (4.0)	543 (3.9)	6,119 (44.0)	7,796 (56.0)	13,905 (100)
1920	607 (5.6)	97 (0.9)	674 (6.2)	182 (1.7)	2,261 (20.8)	6,733 (61.8)	143 (1.3)	193 (1.8)	3,685 (33.8)	7,205 (66.2)	10,890 (100)
1910	410 (4.0)	97 (0.9)	403 (3.9)	206 (2.0)	1,862 (18.2)	6,980 (68.2)	111 (1.1)	170 (1.7)	2,786 (27.2)	7,453 (72.8)	10,239 (100)
1900	312 (3.4)	96 (1.0)	324 (3.5)	233 (2.5)	1,369 (14.9)	6,633 (72.2)	70 (0.8)	148 (1.6)	2,075 (22.6)	7,110 (77.4)	9,185 (100)

U. S. Dept. of Commerce, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970.*

かったこと、すなわち、都市の吸収力がきわめて大きかったことであるが、それはとにかく、以上のように考えれば、南部から北部、西部への移住、南部の都市化ということもまた、オプティミズムを生む根拠として極めて重要なものとなる。まして、その都市で、従来黒人が締め出されていた相対的賃金ないし所得の高い職種へも、黒人が進出するのがみられるや統合イデオロギーは、さらに大きく醸成される。そのうえ、前々節でみたような差別禁止政策が大々的に展開し、公民権法が、人種および皮膚の色等を問わずすべての人に、「民主主義アメリカ」の市民たることを改めて保障すれば、これも「楽観論」を醸成するべく、きわめて大きな役割を演ずることはこれを疑いえない。

こうして、「楽観論」が指摘する諸事実とそれが醸し出す楽観的展望は、これをたんなるイデオロギーとして無視できないのである。それでは、それは、いかに位置づけられるべきか。この問題を解く少くとも一つの手掛りは、それを長期的なパースペクティブにおいて見るときこれを得られるように思われる。すなわち「楽観論」の指摘する諸事実、そして「楽観論」自身の抬頭も、じつはつねに見られるのではなく、歴史的に比較的新しい現象であったということが注意されるのである。

たとえば、まず南部から北部、西部都市への移住ということについてみよう。第11表にみられるように、第一次世界大戦までは、黒人の9割近くが南部に、しかもそのうち8割までが農村に住んでいたのであり、それまでの流出が停滞的であったことを物語る。流出が顕著に進むようになったのは第一次世界大戦を契機としてであった。もっとも1930年代は停滞的となり、再び顕著になるのは第二次世界大戦を契機とする。1940年代がもっとも著しいが、1950年代、1960年代にも激しい勢いで進み、1970年には、農村人口は2割弱、逆に都市人口は8割を越え、1900年当時とは全く逆転するに至る。かくて、戦時、平時にかかわらない恒常的な激しい流出は1940年以降の現象ということになる。

つぎに、第12表は黒人の職業構成の変化を資料のえられる限り遡ってみ

第12表 人種別・職業構成の推移

職業		年	1910	1920	1930	1940	1950	1960	* 1960	* 1970	** 1978
白人	総数 (千人)		32,615	37,384	43,326	46,899	52,994	62,158	58,010	68,972	83,836
	(%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100
	ホワイト・カラー		24	28	33	36	40	47	44	48	52
	専門家、技術者		5	5	7	8	9	12	11	15	16
	経営者、管理者		7	7	8	9	10	12	9	9	11
	事務、販売従事者		12	15	18	19	22	23	23	25	25
	ブルー・カラー		43	45	43	37	40	36	36	33	33
	熟練作業従事者		13	15	14	12	14	14	15	14	14
	半熟練作業従事者		16	17	17	19	20	18	17	16	15
	単純作業従事者		14	13	12	6	5	4	4	4	5
	サービス従事者		5	4	5	9	8	10	9	10	12
	家庭内サービス					*(3)			1	1	1
	その他のサービス					*(7)			8	10	11
	農業従事者		28	24	19	17	11	7	6	3	3
非白人	総数 (千人)		4,756	5,050	5,504	5,612	6,078	7,661	6,097	7,420	10,537
	(%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100
	ホワイト・カラー		3	4	5	6	10	15	13	24	36
	専門家、技術者		1	2	2	3	3	5	5	8	12
	経営者、管理者		1	1	1	1	2	2	2	2	5
	事務、販売従事者		1	1	2	2	5	8	7	14	20
	ブルー・カラー		25	31	34	28	40	41	38	37	37
	熟練作業従事者		3	3	3	3	6	6	6	8	9
	半熟練作業従事者		5	7	9	10	18	21	19	21	21
	単純作業従事者		17	21	22	14	16	14	13	8	8
	サービス従事者		21	19	25	33	30	33	32	25	24
	家庭内サービス					*(22)			15	7	4
	その他のサービス					*(12)			17	18	21
	農業従事者		50	47	36	33	19	11	8	3	2
白人	農場主、借地農		19	18	16	—	—	—	3	—	1
	農業労働者		32	28	20	—	—	—	5	2	2

1910—1960: Hiestand, 前出, 1960* 1970*: U. S. Dept. of Commerce, *The Social and Economic Status of the Black Population in the U. S.; An Historical View, 1790—1978*

**1978 Statistical Abstract

たものである。みられるように、1910年、すなわち“Jim Crow”制が全南部にわたって確立した時期で、南部諸州になお86%の黒人が集中していた時であるが、黒人労働力の1/3は農業労働者、1/3近くはシェアー・クロッパー、あわせて半分がほぼ「奴隸制」下と同様の状態で農業に従事していた。また2割はサーヴィス従事者であるが、その大半は「奴隸制」下と同じような家庭内サーヴィスであったと思われる。つまり7割までが「奴隸制」下の伝統的職業に従事していたといえる。残る3割のうち圧倒的多数がレイバラーという低賃金の単純作業、運搬等に従事し、ホワイト・カラー的職業やブルー・カラーの熟練職種はもとより、半熟練職種からさえ締め出されていた。ちなみに白人のばあい、ホワイト・カラー職種がすでに24%、熟練、半熟練職種をあわせて約30%を占め、農業にはわずか28%しか従事しておらず、職業構成の対照性は顕著である。第一次世界大戦を契機にこのパターンに変化があらわれる。黒人のばあい、農業のウエイトが減少し、まずはブルー・カラー職種のウエイトが高まってくる。しかし、1930年代の不況期には、この動きがとまる。そして1940年代、第二次世界大戦の中でこの動きがさらに顕著なかたちで復活し、1950年には農業従事者はわずか19%に減少し、代ってブルー・カラー職種が40%ほどになる。もっとも、このブルー・カラー職種の増大は1950年でとまり、その後の膨張の主流となるのは、1940年代以降少しずつそのウエイトを増していたホワイト・カラー職種となる。こうして1978年にはホワイト・カラー職種36%、ブルー・カラー職種37%、サーヴィス24%（この間家庭内サーヴィスからその他のサーヴィスへの大転換がある）、農業従事者はわずか2%となる。ちなみに白人のばあいは、この変化が一時代ずつ早く始まり、第一

第13表 黒人の対白人相対職業ポジション指数の推移

	1910	1920	1930	1940	1950	1960
男	78.0	78.1	78.2	77.5	81.4	82.1
女	78.0	71.3	74.8	76.8	81.6	84.3

210 黒人差別とアメリカ資本主義の現段階

次世界大戦を契機に増大するのはブルー・カラーではなくホワイト・カラーであり、1930年代にはその増大が停滞するが、1940年代からまた増大し、1970年には過半を越すことになる。

かくて、われわれは、黒人の南部からの流出のばあいと同様、職業構成上の変化も、第一次世界大戦を契機にはじまるが、1930年代には停滞ないし逆転し、それが恒常的に、しかも急激に進んだのは1940年以降のことであったということができよう。さらに注意すべきことは、黒人は白人よりもつねに一時代遅れており、このことが黒人の著しい絶対的变化にもかかわらず、黒人の対白人相対比の上昇をむづかしくしていたが、1940年以降、はじめて、黒人の変化の方が大きく、若干ながら職業ポジション指数の格差縮小がみられるようになったことである（第13表）。

こうして、つぎのように言うことができる。「奴隷解放」をもってしても、20世紀初頭まで大きな変化のなかった人種関係に変化の兆しを感じられるようになったのは、第一次世界大戦を契機としてではあるが、その変化が恒常化し、大きな流れとなってきたのは、比較的最近の1940年以降のことであったと⁽⁴²⁾。

(42) Gunnar Myrdar がつぎのように言うとき、それは彼の感覚の鋭敏さを物語る。

「20年前、私がこの書物を書くために苦労しているとき、アメリカにおけるニグロ問題に大きな変化がさしさまっており、新しい流れがいままさに自己を押し出そうとしている丁度そういう時に、たまたまその研究のためにアメリカに来たということをますます強く思うようになってきた。……私の研究のもっとも重要な結論は、解放以来半世紀以上にわたった、黒人の相対的地位に何んら基本的な変化のなかった時代が終りに近づきつつあるということであった。……その当時アメリカのニグロ問題の文献で私の結論を支持してくれたものはほとんどなかった。また、当時人種関係の分野を研究している社会学者からも大きな支持を感じられなかった。彼らの見解はだいたいにおいてより静態的で、運命的で、そして社会的変化に対する国民の精神的、イデオロギー的、そして政治的力のもつ重要恐についての理解に欠けていた」
An American Dilemma, 前出 Vol. 1. 「20周年記念版の序文」より抄訳。

ところで「楽観論」の指摘する事実、そして「楽観論」自身の抬頭する、

この時期は、われわれからみれば、まさにアメリカ資本主義の国家独占資本主義としての展開の時期と重なることが注意されるのである。そして考えてみれば、それは偶然の一致ではないのである。

国家独占資本主義とは何であるか、日本の読者にはここで諱々するまでもなかろう⁽⁴³⁾。一言にしていえば、社会主義と対峙するにいたった世界史的過渡期における資本主義ということになるが、もう少し言えば、つぎのようにいえようか。社会主義を目指す社会的主体の現実的登場を前にして、労働力の商品化を日常的常識とする、資本の論理の貫徹に適合的な政治的編成が脅かされるに至るが、少なくともそれが革命にまで展開するのを防遏するために、政治の舞台に新たに登場してきた大衆の政治的エネルギーを体制内に吸収するところの、しかし勿論資本の論理と妥協しうる、何らかのかたちの再組織化——リジットな金本位制の機能と抵触するにいたる再組織化——を伴った資本主義であると。その再組織化の形態は、世界的、国内的な、また国ごとの、あるいは危機の時期か、相対的安定期かによって、つまり階級対抗の具体的あり方によって、さまざまでありうる。しかし、“American Creed”を歴史的遺産とする、「持てる国」アメリカのばあい、それなりの特徴はあれ、広い意味での「現代民主主義」的統合ないし「福祉国家」型の統合に傾くことはいうまでもない。

この「現代民主主義」的統合とはいかなるかたちか、これもここで諱々するまでもないが、行論の便宜上一言触れておけばつぎのように言えようか。それは、社会主義に対峙すべく、資本主義国家の枠の中で、したがってそれは「同権化」という「疎外」されたかたちでしかないが、社会的要因を最大限とり込もうとしたものであると⁽⁴⁴⁾。たとえば、社会的主体としてみずからの社会的力能を自覚しつつある政治化した底辺大衆に、「市民社会」に適合的な、かくて抽象的な実効のない「参政権」を賦与することによって、その社会的力能を解体しつつ、彼らを、「民主主義国家」に統合し、その社会的力能を国家に譲りわたさせる。同時に社会的主体として、互いに保障しあう社会的生存を、「生存権」を賦与することによって

解体し、「生存」の保障を国家に譲りわたさせ、彼らをその国家から「生存」を保障される孤立した無力な受動的受益者にしてしまうのである。勿論かかるよそよそしい国家によって孤立化され、無力化された諸個人は必ずしも「参政」を保障されないし、「生存」も保障されないが、それでもその幻想によって「現代民主主義国家」ないし「福祉国家」は、それなりに強力な統合力をもつのである。

ところでかかる国家が、その統合力をより強めようとするなら、「生存権」のばあいとはくにそういってよいが、＜資本―賃労働＞関係を前提とするかぎり、賃労働雇用を可及的に拡大すべく、資本蓄積を持続的に拡張していくことを要求される。ここに金本位制の制約をなくずし的にとり払いつつ、資本蓄積を人為的に、資本主義としての歴史的実力をこえて推しすすめるを得ない内的根拠がある。

勿論、国家独占資本主義の膨張的性格は、危機を回避するためのこのような国内的な政治的編成に由来するだけではない。第二次世界大戦や冷戦体制にみられるように、グローバルな危機の進行に由来する熱い戦争、冷い戦争もこれをうながしたことはいうまでもない。それはとにかく、いずれにしてもかかる国独資が必然にする持続的な膨張の中で、はじめて、さきにみたような黒人の地位の1940年以降の急激かつ持続的変貌もありえたわけである。

(43) 国独資については、何といてもまず、大内力『国家独占資本主義』東大出版会、1972年刊が参照されるべきである。これについてのわれわれの理解のしかたは、拙稿『『大正デモクラシー』と日本国家独占資本主義』（日高普等編『マルクス経済学―理論と実証』東大出版会、1978年刊所収）、あるいは川上忠雄、佐藤浩一との共著『現代日本帝国主義』現代評論社、1979年刊の第一章三、第二章五注(3)を参照されたい。

(44) 「同権化」による統合については、ドイツにおいて論じたものとして加藤英一『ワイマル体制の経済構造』東大出版会、1973年が、また欧米主要国について論じたものとして戸塚秀夫、徳永重良編『現代労働問題』有斐閣、1977年を参照。さらに、これを「現代法」（具体的には「生存権の基本権」）との関

連でみたものとして柴垣和夫「資本主義経済と基本的人権」（東京大学社会科学研究所『基本的人権』1，東大出版会，1968年，所収，同著『社会科学の論理』東大出版会，1979年再録），また国家論の次元で論じたものとして馬場宏二「現代資本主義の多原理性」（『経済評論』1979年7月号）が注目される。しかし「同権化」なり，「生存権」，「社会権」等は本文で触れたように，資本主義における「法」というものの一般的性格，すなわち，結合された社会的主体の力能を「国家」に疎外し，みずからは無力になるという一つの疎外態であるということに十分注意を払う必要がある。そこに「現代資本主義」の統合力の秘密の一つがあるからである。

さて，以上のことを前提にして考えると，さきにみたりベラルの政策展開も，じつは政治化する黒人を「現代民主主義」国家アメリカへ統合する過程として位置づけられるように思われてくる。そこで以下，アメリカの黒人の政治的活性化とそれに対する国家独占資本主義国家の対応，すなわちその政治的エネルギーの「現代民主主義」体制への吸収ということに注意を集中しつつ，この間のアメリカ黒人をめぐる政治的情況の展開をごく簡単にスケッチしておこう。

1. 胎動：〔New Negro の誕生—反動的弾圧〕

第一次世界大戦・ロシア革命，ヨーロッパの危機はアメリカにも衝撃を与えた。ひとつにはこの衝撃，だが大衆レベルではおそらくそれ以上に，戦争中からの激しいインフレーションによる実質生活水準の下落は，労資協調的なAFLの枠を突き破る労働者，市民の戦闘性を帰結した。「ナインティーン・ナインティーン」⁽⁴⁵⁾「ポスト・ウォー・ミリタンシー」⁽⁴⁶⁾という言葉に象徴された，アメリカ資本主義体制の危機の時代が訪れたのである。

1919年までに沖仲仕，畜産労働者，造船工，地下鉄労働者，製靴工，大工，鉄道労働者がストライキに入ったが，それはついに炭坑，鉄鋼の二大産業における軍隊の介入を招く大争議にのぼりつめた。シアトル市では，この年の2月にゼネ・ストが起りストライキ委員会が全市を支配する事態が，また全国37の都市では警官組合の結成が市当局との衝突を起し，ボス

トン市では警官がストライキに入った⁽⁴⁶⁾。

このような騒乱の空気の中で“Red Summer”とよばれた1919年の夏が訪れ、大小25の人種暴動が勃発したのである。この一連の人種暴動の中でみられた新しい事態は、白人の暴力をニグロが一方的にうけるという従来のポグロム型から、ニグロも闘い返すという本来の意味での暴動 (riot) に転換したことだとされている。また、こうも言われる、

「1919年の諸暴動こそ彼らの隷従に終止符をうたんとするニグロの努力の歴史において、解放以来はじめての新たな出発をするニュー・ニグロを誕生させた」と。多くの黒人は、Booker T. Washington の自己修養、協調哲学から離れ、あるいは独自の組織化を試みつつ、あるいは親 IWW 的にラディカルになっていった⁽⁴⁸⁾。

しかし、以上のような体制への衝撃は、新たな狂暴な反ボルシェヴィキ・ヒステリーを呼び起し、“Palmer’s Raid”に象徴される、左翼下弾の逆流を招いてしまった。このなかで IWW はついえ、ニュー・ニグロの運動もしばらく逼塞を余儀なくされたのである⁽⁴⁹⁾。

もっとも、この反動の20年代においても、左翼と黒人との共闘によって、保守的、差別的な AFL の中で、あるいは外で、黒人も含めて、不熟練で最も低賃金の労働者を産業別に組織しようとする IWW の衣鉢をつく動きが全くなくなってしまうわけではない。たとえば William Z. Foster に指導された Trade Union Educational League (1920年11月結成)、American Negro Labor Congress (1925年設立)、League of Struggle for Negro Riots (1930年) などがそれである⁽⁵⁰⁾。しかし、この反動の嵐に対抗して、労働者大衆が、そして黒人が政治的エネルギーを噴出させるには、かの大恐慌の下での大量失業の時期まで待たねばならなかった。

(45) John dos Passo, *Nineteen Nineteen.*, Jeremy Brecher, *Strike!*, Strait Arrow Books, 1972 (戸塚秀夫・櫻井弘子訳、晶文社、1980年刊), chap 4
一般にアメリカの労働運動は、job-conscious な business unionism が支

配的であると理解されているが、それは J. R. Commons および S. Perlman などのウイスコンシン学派の理解が支配的になってきたため（われわれの理解によれば、アメリカ国独資の現代民主主義的統合が成功したため、ウイスコンシン学派が支配的になった）それはアメリカ労働運動のきわめて一面的な、限定された見方にすぎないとして、アメリカ労働運動のもっと豊かな伝統を見直そうという、John H. M. Laslett, “The American Tradition of Labor Theory and Its Relevance to the Contemporary Working Class”, in Irving Louis Horowitz, John C. Leggett, & Martin Oppenheimer (ed.), *The American Working Class: prospects for the 1980*, Transaction, 1979 は注目される。同様の脈絡で Jeremy Brecher, 前出、も注目される。

- (46) John R. Commons et al., *History of Labor in the United States, 1896—1932*, Vol. IV, *Labor Movement*, by Selig Perlman & Philip Taft. p. 433.

(47) Jeremy Brecher 前出, chap 4. Nineteen Nineteen.

- (48) Arthur I. Waskow, *From Race Riot to Sit-In, 1919 and the 1960 s*, Doubleday and Company, 1966, chap. 1, 引用は p. 10 から。

- (49) そのヴィヴィッドな描写は、P・レンショウ『ウォブリーズ——アメリカ・革命的労働運動の源流』（雪山慶正訳，社会評論社，1973年）

このような、反ボルシェヴィキ・ヒステリーによる反動，いわばマッカーシズムの先駆を単なる反動としてよいか否かはなお考究を要する。

- (50) Philip S. Foner, 前出, chap 11. *Postwar Black Militancy*, chap. 12. *The AF of L and the Black Worker, 1921—29*. 参照。

2. 端緒：「大恐慌下の自然発生的大衆行動—「半」救済・ワグナー法」

1500万人という失業の未曾有の増大と賃金の47%の切下げのなかで、屢々コミュニスト、ソーシャリストなどに指導された失業者委員会が生まれ、「仕事と救済」を求めての戦闘的な闘いが澎湃として起った。その中から、シアトル市における The Unemployed Citizen's League のように、みずからの経済生活を再組織する動き (Self-Help Organization) も生まれてきた (1932年末までに37州で330にのぼった)。AFL公認のストライキこそ少なかったが⁽⁵¹⁾、たびかさなる賃金切下げに対抗して、ランク・アンド・ファイルの自然発生的ストライキが勃発し、広まっていった。

このような闘争に黒人労働者も積極的に参加していった⁽⁵²⁾。コミニスト指導下の多くの失業者委員会は、人種差別を排し、黒人と白人を同じように組織していたが、さらに黒人はしばしばそのリーダー・シップをもとった。1930年3月6日の National Unemployment Day には全国で125万人の労働者がデモンストレーションを行ったが、そこには6千人のニグロもみられた。1931年の秋までには、多くの州議事堂での失業者委員会のデモンストレーションの先頭にニグロがみられるのはごく普通のこととなった。1931年には組合であることをいつわるために、Society for the Advancement of Colored People と名づけたシェア・クロッパーの組合がアラバマで二人の黒人コミニストによってつくられた。

このような大衆の政治化の中で Trade Union Unity League (A F L 内の左翼ミリタントの影響力によって、人種による差別、熟練・不熟練による差別をなくして、広汎な労働者を産業別に組織しようとした前出の TUEL はついに失敗し、逆に A F L から締め出しをくったので、今度は A F L の外に未組織労働者を組織するとともに A F L 内の官僚制を下からもくずす活動を指導する組織として、1929年 TUEL をひきついだ) はマイノリティ、不熟練労働者を含めた産業別組織を創り出そうと、A F L の締めつけに挑戦しつつ、活動を積極化した。まず、石炭産業、繊維産業、製針工業に、つづいて鉄鋼業、自動車産業、そして海運業に入り込んでいった。

Jeremy Brechar いう、

「左翼諸組織は、大恐慌の初期には、ほとんど支持されていなかったが、状況がひきつづき悪化してゆけば、自然発生的な大衆行動が革命運動に発展するということは、広く人々の感ずるところであった。……………」

このとき、フランクリン・ローズヴェルトとニューディール、そして National Recovery Administration が、労働者が自分達で問題を解決する必要はない、という望みを持たせようとした。ローズヴェルトは、最初の就任演説の日から、社会危機を救う国家の行動を公約することによっ

て、国民の期待と信頼を勝ちとったのである(傍点は引用者)」⁽⁵³⁾と。

このニュー・ディールについては多く記す必要はあるまい。一方で、NIRA——ワグナー法を制定して、労働者に労働基本権を保障することによって、鉄鋼、自動車など基幹・大量生産型産業を中心に産業別労働組合の設立を促し、従来、労働組合組織から疎外されて自然発生的にしか爆発する他なかった大量の不熟練労働者、マイノリティーをも団体交渉制の枠の中にひき入れ、他方で、大規模な救済事業を、また各種社会保障制度を整え、国家が「仕事と救済」を保障することによって、無定形に噴出する政治的エネルギーを「国家への国民の期待と信頼」に転撤したのである。

このとき、その世界戦略から統一戦線戦術に転換したコミュニストもこれに加わり、彼らははじめは Committee for Industrial Organization として AFL 内で、そして後には AFL に対抗する一大労働者組織となった CIO (Congress of Industrial Organization) の内で、未組織労働者の組織化とともに黒人労働者の結集にも精力的に献身した⁽⁵⁴⁾。

こうした中で、黒人もリンカーンの党・共和党支持から、民主党のローズヴェルト支持に変わり、農民、労働組合とともにローズヴェルト連合の一翼を形成するものになっていったのである。

ところで、このようなかたちでの大衆の組織化はニュー・ディール期に始まるとしても、それはなお端緒にすぎなかった。国家への期待と信頼を実際につなぎとめるためには、いくらかでも大量失業を解消し、「同権化システム」を機能させねばならないが、そのためには後期ニュー・ディールの景気拡大策ではなお不十分で第二次世界大戦による戦争経済の大膨張を要したのである⁽⁵⁵⁾。端初といったのはそれだけではない。わが考察対象たる黒人のばあい、かかる新たな国民的枠組みへの導入は、文字通り端緒にしかすぎなかったのである。たとえば、ニュー・ディールの「仕事と救済」政策においても、黒人の受益のプライオリティーは最低位におかれ、彼らの多くは、差別的にとりのこされ、幸い救済された場合も救済額は差別的に低位におさえられた⁽⁵⁶⁾。また CIO の設立によって、一応は

労働組合の入口には到達したものの、AFLは依然として黒人を締め出していたし、CIOの中でも平等の組合員たることはできなかった。組合は白黒別々の工場、デパートメント、ディヴィジョンという人種の配置に手をつけずに、黒人を黒人支部にのみ所属させたり、白黒別々の昇進ルートにも手をつけず、黒人を袋小路のニグロ・ジョブに閉じ込めたままであったし、長期勤続の特権を擁護するシニオリティー、ことにその範囲のせまいものは、白人に有利に作用したが、これにも手をつけなかった、というよりもこれらを労働協約において成文化し、固定化していったのである。それだけではない、南部諸州においては、職種上の差別はもとより、市民としての基本的権利さえ、Jim Crow 制の下で剝奪され続けたのである。

ニュー・ディールに始まるアメリカの国独資は、マジョリティの白人労働者・農民を「現代民主主義」の枠の中にとり込んだものの、黒人の多くをその枠の外に残したままだったのである。それは、ひとつには黒人の意識化がすすんだといっても、なお端緒の域にとどまっていたことの反映でもあった。

(51) J. Brecher, 前出, p. 146.

(52) P. S. Foner. 前出, chap. 14, Black Worker During the Great Depression

(53) J. Brecher, 前出, p. 149.

(54) P. S. Foner, 前出, chap. 16. The CIO and the Black Worker 1935—39

(55) 戸原四郎「ニューディール政策の変遷と限界」(鈴木誠一郎編『マルクス経済学の研究』上, 東大出版会, 1968年, 所収)。

(56) P. S. Foner, 前出, chap. 14, Black Worker During the Great Depression.

3. 前段階：〔内・外の民主主義のための闘い—平等化政策の蠢動〕

しかし、第二次世界大戦は、黒人の政治意識を決定的に呼び起した。ファシズムに対して民主主義を擁護することをスローガンにした戦争は、そのスローガンが浸透すればするほど、国内における黒人に対する非民主主義的扱いをきわだたせ、これをなんとかしなければ戦争への彼等の協力をとりつけられなかった。たとえば、一調査は、少なからざる黒人が、非白

人の日本人が白人の体制と闘っていることに共鳴していることを発見している⁽⁵⁷⁾。それはとにかく、戦争遂行上、もっとも問題となったのは、「民主主義とアメリカ」の為に動員された黒人が軍隊内においてさまざまな差別をうけ、軍の基地の内外において無数の衝突を起したことであろう。戦争が終ったとき、兵営のなかで人種間の衝突が起らなかったところはほとんどなかったという⁽⁵⁸⁾。

銃後でも問題が生じていた。第二次世界大戦開戦時、黒人は景気回復の恩恵をうけられずなお大量失業の状態にあったにもかかわらず、そしてこの戦争が自由と民主主義のための戦争であるといわれているにもかかわらず、彼等は戦争によって拡大し始めた軍需産業からさえ差別的に締め出されていた。平和的訴えによってはラチがあかないので、1941年7月1日に全米から黒人を集め5～10万人規模のワシントン大行進という大衆的直接行動の拳に出ようとした。当時の諸施設の人種分離状況を考えれば、それは首都における一大人種暴動を意味した。ここでローズヴェルトは、ようやく「防衛産業における、人種、信仰、皮膚の色、出身国による差別禁止」を命じた大統領行政命令8802号を発したのである。

こうして、民主主義のための戦争は、黒人をその民主主義の枠の中に引き入れるべく、政府に若干の措置を強制しつつ、黒人を大量かつ急速に動員していった。そして、これが、南部農村から北部、西部都市への黒人の大移住をもたらしたのだが、この大移住そのものが、南部における、あるいは北部、西部における従来の社会秩序に動揺を与え、また亀裂を生じさせていった。

そしてこの亀裂の中に *Staus quo* の変動する可能性について希望を見出した黒人は、より大胆に、また好戦的になっていった。

人種関係の緊張は戦争の間じゅう、この国のいたるところでみられた（とくに1943年には、モービル、バーモント、そして最大の規模の人種暴動がデトロイトで起った）。Richard M. Dalfume はいう、「こうして…1950年代と1960年代の公民権革命（Civil Rights Revolution）のための基

礎が用意された、すなわちその種はじつに第二次世界大戦中にまかれていたのである」⁽⁵⁹⁾と。

(57) Richard Polenberg, *One Nation Divisible: Class, Race, and Ethnicity in the United States since 1938*, the Viking Press, 1980, p. 69, 72.

(58) John Hope Franklin, *From Slavery to Freedom: A History of Negro American*, Alfred A. Knopf, 1974, 井出義光, 木内信敬, 猿谷要, 中川文雄訳『アメリカ黒人の歴史』研究社, 1978, 435—443頁, 黒人と兵役。

(59) Richrd M. Dalfume, "The Forgotten Years of the Negro Revolution", Bernard Sternsher (ed.), *The Negro In Depression And War: Prelude to Revolution, 1930—45*, Quadrangle Books, 1969. p. 311.

本段階：「黒人革命」への成熟—平等化政策の本格的展開

しかし、そうだからといって、その道はたんたんたる大道でも、革命への急峻でもなかった。一時は「1919」後のパーマーの手入れに比較にならぬ大規模のマッカーシズムによる反動攻勢や南部の保守派の捲き返しに直面した。また歴代の大統領の雇用上の差別禁止の行政命令に肝心の強制手段がなく、各種の差別に対する連邦最高裁の違憲判決も実効がなかった。この不策は、グローバルなレベルでの第三世界の人民の政治的活性化からも刺激をうけて、黒人の運動エネルギーを鬱積させていった。

前述の政策展開の第Ⅱ期を画した「ブラウン判決」は一面でかかるエネルギーの充満を反映したものであるとともに、他面で重い現状に再び可変の可能性を示すことによって、充満しつつあるエネルギーに火をつけることになった。Martin L. King を生み出したモントゴメリーのバスボイコット運動を皮切りに、1950年代半ば以降、黒人の大衆運動は再び活性化してくる。そして1960年代に入ると、人種平等会議 (Congress of Racial Equality), 学生非暴力調整委員会 (Student Non-Violent Coordination Committee)。南部キリスト教指導者会議 (Southern Christian Leadership Conference) が Sit-In などの大衆的直接行動をもって、1910年代以来の温健な黒人運動組織 National Association for the Advancement of

Colored People および National Urbane League から黒人運動の指導力を奪い、黒人運動の急進化を導き、「ブラック・パワー」の爆発の時を招き寄せる。この「黒人革命」の過程については、すでにいくつかの紹介でわれわれにはなじみ深くになっているし⁽⁶⁰⁾、もはや紙幅がないので省略に従うが、かかる運動の昂揚のなかで、かの歴史的な Civil Rigets Act of 1964 が議会を通過し、黒人の市民社会への民主主義的統合の第Ⅲ期を迎えることとなったのである。

しかし、それによっても、白人との「同権化」には、なお遠くへだたっていたのであり——ことに de fact には、あるいは経済的には——、かくてかかる市民運動の限界を意識させつつ、一方で全米の大都市で人種暴動の嵐が吹き荒れ、他方で Black Panther に象徴される革命組織が抬頭しはじめた。

かかる事態に直面した国家は、その常套手段として、一方で、マンパワー・ポリシーを暴動鎮撫策に転換させて所得維持政策を空前の勢いで膨張させ、また64年の公民権法のさらなる拡張をもって、とくに階層分化によって上昇しつつある黒人を「現代民主主義」の枠の中に筒導しようとしたのである⁽⁶¹⁾。他方、この枠から出るものについては、敵対意識をあらわに過酷な弾圧を以ってのぞみ、あるいは武力で暴動の意図をくじき、あるいは革命組織を巧妙に大衆から孤立させつつ、文字通り抹殺していった。

(60) これについては枚挙のいとまはないが、翻訳されているものをあげれば、ジョン・ホープ・フランクリン（井出義光他訳）『アメリカ黒人の歴史』、前出、C. V. ウッドワード（清水博他訳）『アメリカ人種差別の歴史』、前出、B・ミューズ（志賀潔他訳）『アメリカ黒人革命』弥生書房、1970、また日本人の手になるものとしては、猿谷要『アメリカ黒人解放史』サイマル出版会、1968年などがある。

(61) ここで、もう一度、2. で掲げた平等化政策の展開の跡、すなわち60年代末から70年代はじめにかけての飛躍的展開をかえりみられたい。ここでは以下の二つの表だけ追加しておく（第13・14表）。

もちろん、平均的に黒人が丸ごと浮上したわけではない。黒人内部での階層分化がこの間著しく進んだのであって、置去りにされた黒人大衆と上昇し

た黒人エリートの間での反目が昂まっているといわれる。

第13表 南部11州における選挙権登録者の割合

	白 人	黒 人
1960	61.1(%)	29.1(%)
1970	69.2	62.0

U. S. Dept of Comm. *Statistical Abstract*, 1971

第14表 黒人の被選挙公職者数の推移

	1964	1970	1972	1975	1977
合 計	103	1,469	2,264	3,503	4,311
上 院 議 員	全米 南部	1 —	1 —	1 —	1 —
下 院 議 員	全米 南部	9 —	13 2	17 5	16 4
州議会議員, 知事	全米 南部	169 54	206 78	281 124	299 134
市 長	全米 南部	(NA) (NA)	86 44	135 82	162 104
そ の 他	全米 南部	1,242 616	1,958 949	3,069 1,702	3,833 2,326

U. S. Dept. of Comm., *The Social and Economic Status of the Black Population in the United States: An Historical View, 1790—1978*.

しかし、それはすぐに高いつけをはらわされるにいたるのだが、それについては少し後にして、その前につぎのことを確認しておこう。すなわち、きわめてラフではあるが、以上、アメリカ労働者階級の底辺におかれた黒人の政治化とそれへの「現代民主主義」的対応をみてきたのであるが、これによって、われわれは、さきにみたリベラルの政策発展こそは、まさにかかる黒人の政治的エネルギーの昂揚や爆発を前に、それを「現代民主主義」の枠の中に簡導していく手だての展開過程でもあったことを確認するのである。

こうして、リベラルの主張は、将来への楽観的展望はこれを惜いて、現実認識にかかわる限りでは、平等化の統計上のみかけでも、虚像でもなく、またリベラルの平等化政策の推進も、たんに実効がないと斥けるのはその真の意味は見失われる。それらは、まさにアメリカ資本主義の国家独占資本主義的展開のうちに根拠をもち、それなりの実効性をもっているというべきであろう。

さて、そうすると、ラディカルが指摘する都市における黒人の対白人格差の縮小することなき執拗な存続ということも、いまや独占資本主義一般がもつ平等化に対する限界というスタティックな把握から、かかる統合力豊かなアメリカ国家独占資本主義の統合の限界というダイナミックな把握に転ぜしめることが可能になる。こう言っただけでは少し唐突にすぎかもしれない。少し説明をくわえれば、それはこういうことである。ラディカルが指摘するように、黒人の「民主化」、平等化には *de facto* には勿論、「民主主義的権利」という *de jure* にもなおかなり大きな限界がみられるが、したがって黒人の「現代民主主義」的統合はなお半ば、ないしせいぜい $\frac{1}{4}$ にすぎないといわねばならないが、しかしこの「現代民主主義」の枠の中への参入を、例えば半ばないし $\frac{1}{4}$ でも許容するようになってきた国独資的發展の過程それ自身が、まさにそのことによってじつは容易ならぬ難問を生み出す、主要な原因の一つになってしまっているということである。この難問として、われわれの念頭にあるのは、他でもない、現代資本主義の業病といわれるスタグフレーションのことである。

かつて、われわれは、スタグフレーションが現出するその基礎には、「特殊歴史的、体制的過剰資本」の蓄積があることを指摘した⁽⁶²⁾。前述したように、「現代民主主義」的統合は、その政治的編成がく資本―賃労働>関係を揚棄するものでない以上、「完全雇用」にまで賃労働雇用を拡大するという物質的基礎を必要とする。そしてこれを実現すべく、金本位制のタガをゆるめて、資本蓄積を通常の制約を越えて推し進めることを要

求した。しかし、まさに、これが成功する過程はたんなる景気循環のうちに生ずる過剰資本ではなく、資本主義の歴史的実力を越えた政治的過剰蓄積の結果としての過剰資本、すなわち「特殊歴史的・体制的過剰資本」を歴大に生み出す過程となったのである。アメリカ資本主義の基幹的労働力にして、かつ組織労働者の中核をなす白人男子壮年労働力を体制内に簡導するには、管理通貨制への移行を前提とした後期ニュー・ディールの景気回復政策を、さらには第二次世界大戦下での戦争経済による過剰蓄積を要した。だが、メイン・ストリームからはずれた限界部分たる黒人を、階層分化したその上層部だけでもこれを体制内につなぎとめておくためには、以上のうえに、さらに1960年代の「完全雇用余剰」概念によって正統化された人為的成長策を、そしてヴェトナム戦争によって加速された過剰蓄積を要した。そればかりではない、その上に、上に見たように60年代後半から70年代はじめにかけて急展開した黒人平等化政策、ないし鎮撫策は、財政のさらなる膨張を要求して過剰蓄積を促進したのである。

ところで、かかる過剰蓄積によって形成された過剰資本を隠蔽するには、加速化するインフレーションを以てする他はないが、それはドル危機を、そしてOPECの反撃を、ひいては世界市場の大破綻を招く。かくてはインフレの抑制に向かわざるを得なくなるが、若干でもこれを抑制しようとする、セカンダリー・レイバー・マーケットは急速に収縮して高率の失業が現象する。この増大する失業を「完全雇用失業率」の上方修正によって、あるいはコンサーヴェティヴのように、かかる高率の失業率がじつは自然失業率だとひらきなおって、インフレを抑制してゆくことが可能ならば、それはそれでよい。しかし、いまやかつての南部農村における潜在的過剰人口を、さきにみたように「失業」「就業」「非労働力」状態を転々とするセカンダリー・レイバー・マーケットに置き換えることによって——ちなみに、国独資の用意した「完全雇用」とはじつはかかるセカンダリー・レイバー・マーケットの急激な拡大でしかなかったのであるが、それにしてもこのようなものでもこれを創出し、かつここにおいて「完全

雇用」状態を維持するには、かなりの、さきに指摘したように何段階にもわたる、過剰蓄積を要したのである——階級を編成するにいたっている以上、そのようなインフレ抑制は営々と築いてきたニュー・ディール以来の国独資の階級編成を瓦解に導く。とくに労働市場が二分化されており、セカンダリー・マーケットの賃金引下げ圧力が、プライマリー・マーケットに伝わりにくくなっているゆえに、インフレ抑制はかなり大胆におこなわねばならず、それだけ階級編成を瓦解に導く危険は大きい。かくて、マネタリストのインフレ抑制策は、「現代民主主義」的統合になじまず、時代を自由主義の過去に遡れない以上、事実上別のかたちの、たとえばファシズムのごとき組織化を必要としているのである。

それはとにかく、アメリカ資本主義は、いまやかかるスタグフレーションに直面したということは、少くとも、もはや旧来のトレンドの延長上には、すなわち「現代民主主義」的統合をさらに推し進めていくというかたちでは、黒人の解放はありえないということを示す。しかも、こういう状況の中でラディカルは指摘するのである、「都市においては格差の縮小がみられず、全国平均でみても、なお対白人6割の水準にとどまっている」と。黒人が「現代民主主義」的イデオロギーの充満する中で安んじて6割市民の地位に甘んずるなら別であるが、もしそうでないとするなら、ラディカルが統計的に指摘する平等化の限界は、以上の考察を終えたわれわれには一層の重みをもってくるのである。

かくて、われわれは、より大きな確信を以って、Reich とともに、「Alternative が求められねばならない」と言わねばならない。

(62) 共著『現代日本帝国主義』前出、501頁以下参照。

5. おわりに

以上、われわれは、もっぱらその経済的地位に焦点を置いてではあるが、アメリカ社会の底辺にアメリカン・クリードに矛盾する、例外的存在とされてきた黒人の「現代民主主義」体制の中への統合過程についてみて

きた。そこでわれわれは一方で、そのすさまじい統合力をみるとともに、他方で、その限界も、いまや、「現代民主主義」的統合の命取りともなるような深刻なかたちで出てきていることも確認した。ところで、白人男子と大きな格差をつけられているのは、黒人だけではない。人口の半分を占める婦人が労働市場では黒人と同じような立場に置かれている。しばしば黒人、婦人達はマイノリティと称されているが、数だけから言えばまさにマジョリティになる。もし彼らがその格差に甘んずるなら別であるが、そうでないとすれば、彼らマジョリティの平等化要求のポテンシャルティはまさに巨大というべきであろう⁽⁶³⁾。

すでにみたように、彼らの社会的主体性を、資本、あるいは国家に譲渡して、あてにならない「生存権」を「完全雇用」というかたちで受動的に保障してもらうという、「平等化」「民主化」は、いまや、スタグフレーションを帰結し、逆に反動化の波にさらされ出したのである。レーガン大統領の登場は象徴的である。しかし、時代をもはやニュー・ディール以前に戻し得ない以上、したがって、反動には成算がないだけに無気味である。かくて、社会的主体が彼らの社会的能力を巨大な資本や巨大な国家に譲り渡すのではなく、何らかのかたちで、何らかの範囲で、この社会的能力をみずからにとりもどすような方向での Alternative の模索が、これからいよいよ緊張を増すであろう動、反動の対決のなかで切実に要請されてくるのである。かくて、われわれは、Martin L. King とともに「アメリカの将来は現在の危機をどのように切り抜けるかということと切りはなちがたく結びつけられている」といわねばならない。

(63) アナロジーが許されるとすれば、はじめに指摘したように、マジョリティなるマイノリティは、——インプリケーションを脹らませついでに脹らませて言えば——、グローバルな規模では第三世界に住む、気の遠くなるような厖大な人民である。ここでは「現代民主主義」的統合がもつ限界は、分析するまでもなくあきらかというべきであろう。Alternative が求められねばならない。

ちなみにもうひとつのインプリケーションは、ひるがえって「単一民族国

家」日本をみることである。同じ黄色い皮膚の色をした「黒人」が歴大にいるはずである。所得階層によって、教育システムによって、企業構造の、あるいは、労働市場の階層化によって、プライマリー・レイバー・マーケットに入れないで黒人の対白人格差以上の格差を甘受しつつセカンダリー・レイバー・マーケットにおいて転々と流浪している黄色い黒人が。そして彼らは皮膚の色が黄色いが故にみずからを黒人として意識化する契機は、アメリカのそれより不利な立場に立っているというべきであろうか。